

令和 7 年

笛吹市議会
第 2 回定例会会議録

令和 7 年 6 月 1 0 日 開会

令和 7 年 6 月 2 6 日 閉会

山梨県笛吹市議会

笛吹市告示第109号

令和7年笛吹市議会第2回定例会を次のとおり招集する。

令和7年6月2日

笛吹市長 山下政樹

1. 期 日 令和7年6月10日 午後 1時30分
2. 場 所 笛吹市役所議場

○ 応招・不応招議員

応招議員（19名）

1番	樋口 滝人	2番	三枝 賢治
3番	荻野 陽子	4番	松本 なつき
5番	山本 茂貴	6番	鈴木 駿一
7番	岡 由子	8番	落合 俊美
9番	河野 正博	10番	山田 宏司
11番	河野 智子	12番	荻野 謙一
13番	神澤 敏美	14番	保坂 利定
15番	古屋 始芳	16番	海野 利比古
17番	中川 秀哉	18番	渡辺 清美
19番	神宮 司正人		

不応招議員（なし）

令和 7 年

笛吹市議会第 2 回定例会

6 月 1 0 日

令和7年笛吹市議会第2回定例会

1. 議事日程(第1号)

令和7年6月10日
午後 1時30分開議
於 議 場

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議会関係諸般の報告
- 日程第 4 市長行政報告並びに提出議案要旨説明
- 日程第 5 報告第1号 令和6年度笛吹市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 6 報告第2号 令和6年度笛吹市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 日程第 7 報告第3号 令和6年度笛吹市水道事業会計繰越計算書の報告について
- 日程第 8 報告第4号 令和6年度笛吹市公共下水道事業会計繰越計算書の報告について
- 日程第 9 承認第1号 笛吹市税条例の一部改正についての専決処分の承認を求めることについて
- 日程第10 承認第2号 笛吹市都市計画税条例の一部改正についての専決処分の承認を求めることについて
- 日程第11 承認第3号 笛吹市国民健康保険税条例の一部改正についての専決処分の承認を求めることについて
- 日程第12 議案第50号 笛吹市営市部駐車場条例の制定について
- 日程第13 議案第51号 笛吹市児童館条例の一部改正について
- 日程第14 議案第52号 笛吹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び笛吹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第15 議案第53号 令和7年度笛吹市一般会計補正予算(第1号)について
- 日程第16 議案第54号 令和7年度笛吹市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第17 議案第55号 令和7年度笛吹市介護保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第18 議案第56号 令和7年度笛吹市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第19 議案第57号 令和7年度笛吹市水道事業会計補正予算(第1号)について

- 日程第20 議案第58号 令和7年度笛吹市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第21 議案第59号 動産の取得について（本庁執務室レイアウト改修備品購入（2期））
- 日程第22 議案第60号 動産の取得について（高規格救急自動車購入）
- 日程第23 議案第61号 動産の取得について（水槽付消防ポンプ自動車購入（明許））

2. 出席議員は次のとおりである。（19名）

1番	樋口 滝人	2番	三枝 賢治
3番	荻野 陽子	4番	松本 なつき
5番	山本 茂貴	6番	鈴木 駿一
7番	岡 由子	8番	落合 俊美
9番	河野 正博	10番	山田 宏司
11番	河野 智子	12番	荻野 謙一
13番	神澤 敏美	14番	保坂 利定
15番	古屋 始芳	16番	海野 利比古
17番	中川 秀哉	18番	渡辺 清美
19番	神宮 司正人		

3. 欠席議員

（ な し ）

4. 会議録署名議員

9番 河野 正博 10番 山田 宏司

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（17名）

市 長	山 下 政 樹	副 市 長	深 澤 和 仁
教 育 長	望 月 栄 一	総 務 部 長	小 林 匡
総合政策部長	小 澤 宏 之	会 計 管 理 者	金 井 久
市民生活部長	太 田 孝 生	保 健 福 祉 部 長	岩 間 正 剛
子供すこやか部長	田 中 暁 子	産 業 観 光 部 長	河 野 英 明
建 設 部 長	島 村 秀 忠	公 営 企 業 部 長	佐 藤 みのり
教 育 部 長	手 塚 克 己	総 務 課 長	坪 寛
政 策 課 長	萩 原 昭	財 政 課 長	柿 嶋 信
消 防 長	鶴 川 功		

6. 職務のため議場に参加した者の職氏名（3名）

議会事務局長	井 上 博 之
議 会 書 記	橘 田 美 穂 子
議 会 書 記	小 澤 卓 也

○議会事務局長（井上博之君）

会議に先立ちまして、ご報告申し上げます。

4月16日に開催されました山梨県市議会議長会定期総会において、古屋始芳議員、落合俊美議員、神澤敏美議員が表彰されましたので、ご報告申し上げます。

ここでお時間をいただきまして、表彰されました古屋始芳議員、落合俊美議員、神澤敏美議員に表彰状の伝達式を行いたいと思います。

表彰状の伝達は、神宮司議長にお願いいたします。

それでは、神宮司議長、古屋議員、落合議員、神澤議員、前をお願いをいたします。

それでは、古屋議員、前にお進みください。

（表彰状の伝達）

次に、落合議員、前にお進みください。

（表彰状の伝達）

神澤議員、前にお進みください。

（表彰状の伝達）

神宮司議長、古屋議員、落合議員、神澤議員、自席にお戻りください。

ありがとうございました。

以上で、表彰状の伝達を終了いたします。

なお、表彰されました古屋議員、落合議員、神澤議員には本会議終了後、記念写真を撮影いたしますので、議場にお残りいただけますようお願いをいたします。

以上で、伝達式を終了いたします。

引き続きまして、6月定例会を開会いたします。

開会にあたり、あいさつを交わしますので、おそれいりますが、ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（あいさつ）

ご着席ください。

○議長（神宮司正人君）

ただいまの出席議員は19名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年笛吹市議会第2回定例会を開会いたします。

開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には、日ごろより市政の運営にご理解とご協力をいただいておりますことに、御礼を申し上げます。

6月になり、しっとりとした空気に包まれる中、アジサイの花が雨に濡れた姿はとても美しく、鮮やかに咲き誇り、心を和ませてくれる季節を迎えております。

また、気象庁は本日10日、関東甲信と北陸地方が「梅雨入りしたとみられる」と発表いたしました。今年も長雨の季節に突入です。

この梅雨期は大雨により災害の発生しやすい反面、梅雨明け後の、盛夏期に必要な農業用の水等を蓄える重要な時期でもあります。長く大雨が続きますので、早い段階で備えるよう心掛

けることが大切になってきます。

また、天候の変化が激しい中、雨が降る日が増えて湿度も高く、蒸し暑さを感じる日々が続きます。日々の生活にも様々な影響を与えますので、体調管理等に十分ご留意いただきたいと思ひます。

さて、今議会には市長より報告案件4件、承認案件3件、条例案件3件、補正予算案6件、その他案件2件、併せて18件が提案されております。

議員の皆さまには、会期中慎重にご審議をいただき、活発な議論をお願い申し上げまして、開会に当たりましてのあいさつといたします。

本日、傍聴と撮影の申請があり、これを許可しましたので報告いたします。

傍聴人に申し上げます。

傍聴人は、議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので、ご静粛をお願いをいたします。

また、携帯電話の電源は切るかマナーモードに設定していただくようお願いをいたします。

なお、議長の命令に従わないときは、地方自治法の規定により退場を命じますので、念のため添えます。

現在、夏季の軽装の取組が行われております。

議場内での上着の着用は、個人の判断に委ねます。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

○議長（神宮司正人君）

日程第1 「会議録署名議員の指名」をいたします。

会議規則第79条の規定により

議席第9番 河野正博君および

議席第10番 山田宏司君

の両名を会議録署名議員に指名いたします。

○議長（神宮司正人君）

日程第2 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月26日までの17日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から6月26日までの17日間と決定いたします。

○議長（神宮司正人君）

日程第3 「議会関係諸般の報告」を行います。

本日までに受理した請願は、お手元にお配りした請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託をいたします。

続いて、監査委員から令和7年1月分から令和7年4月分の例月出納検査の結果について報告がありました。お手元に配布してあります報告書により、ご了承願います。

次に、地方自治法第121条の規定により、市長ならびに行政委員会の長に出席を求めましたところ、お手元の名簿のとおり説明員の出席の通知がありました。

なお、議会関係の出席状況等については、お手元に配布した活動報告のとおりであります。

樋口滝人議員より議会運営委員会委員の辞任願が提出され、これを許可しましたので報告いたします。

○議長（神宮司正人君）

日程第4 市長より行政報告ならびに日程第5 報告第1号から日程第22 議案第60号までを一括議題とし、提出議案に対する要旨説明を求めます。

市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

令和7年笛吹市議会第2回定例会の開会に当たり、提出した案件につきまして、その概要をご説明申し上げますとともに、前回定例会以降の行政運営の状況について申し述べ、議員各位ならびに市民の皆さまにご理解を賜りたいと存じます。

はじめに、文部科学大臣表彰の受賞についてです。

4月23日、ボランティア団体「タンタン」と石和北小学校図書館が、子どもの読書意欲を高めるための、特色ある優れた取り組みを実践している団体等に贈られる、文部科学大臣表彰をそれぞれ受賞しました。

ボランティア団体「タンタン」は、1995年の発足から約30年にわたり、定期で実施している本の読み聞かせ、手あそび、パネルシアター、工作などの活動に加え、ハロウィーンやクリスマスなどの季節の行事に合わせてイベントを開催する等、本に触れ合う機会や本を通じた参加者のつながりを生み出してきたことが高く評価をされ、文部科学大臣表彰を受賞しました。

また、石和北小学校図書館は、朝の10分間読書活動をはじめ、本の貸出冊数目標の設定や、運動会や遠足などの学校行事を題材とした本の読み聞かせやPTAと連携した親子読書等、子どもたちに本の楽しさを実感してもらえるような取り組みが高く評価され、文部科学大臣表彰を受賞しました。

次に、第20回笛吹市桃の里マラソン大会についてです。

4月6日、この大会は第20回の記念大会として開催をされ、満開の桜と桃の花が咲く中を、沿道からの声援を受けた2,709人のランナーが走りました。

ゲストランナーには、2024年パリオリンピックに、陸上男子マラソン日本代表として出場しました大迫傑さんをお迎えしました。

大迫さんは、ハーフの部に参加をされ、笛吹市が誇る「日本一の桃源郷」を大勢のランナーとともに走り、その後は、ゴールでの出迎えなども行い、大会を盛り上げてくださいました。

次に、FUJIYAMAツインテラスへの来訪状況についてです。

FUJIYAMAツインテラスとエントランス施設「Lily Bell Hütte」は、ゴールデンウィーク期間中には1日当たり400人以上の方が訪れるなど、多くの利用客で賑わいました。

また、旅行会社が企画、販売している、FUJIYAMAツインテラスを訪れる今シーズンのツアーには、すでに1万1千人を超える予約をいただいているとのことであり、観光拠点としての知名度の広がりを感じています。

今年度は、「Lily Bell Hütte」に、高齢の方や障がいのある方に配慮したユニバーサルトイレを設置をし、さらなる利便性の向上を図ります。

今後も、ますます多くの方がFUJIYAMAツインテラスを訪れ、本市の魅力を知る契機となるよう、取り組みを進めてまいります。

次に、笛吹みんなの広場の活用状況についてです。

笛吹みんなの広場では、令和6年度は、供用開始以降最多となる、77件のイベントが開催をされました。

毎月第3日曜日には、市民が自発的に立ち上げ、市が積極的に支援している、「ふえふきマルシェ」を開催しており、毎回約150店が出店し、1千人以上の方が来場されるなど、大変な賑わいを見せています。

また、直近では、5月3日、4日の2日間は、地元ワイナリーによるワインイベントが、5月9日から11日までの3日間は、ビールの祭典であります「OKTOBER FEST 2025 in 笛吹みんなの広場」が開催されました。

訪れた方々は、新緑の上を渡る風を感じながら、ワインやビールと一緒に食事を楽しんだり、ステージで生演奏される音楽に耳を傾けたりと、友人や家族と一緒に、思い思いにイベントを満喫していました。

今後も、笛吹みんなの広場において様々なイベントが開催をされ、多くの市民や観光客が楽しみ、地域の活性化につながるよう、取り組んでいきます。

次に、ほたる祭りの開催についてです。

6月14日から22日まで、八代四ツ沢川砂防公園において、ほたる祭りが開催をされます、稲山ほたる銀河の会の皆さまが、ホテルが住める環境として整えた、公園内に整備された全長約1キロメートルのホテル水路の上を、大切に育てられたゲンジボタルが、淡い光を放ちながら飛び交う姿は、訪れた方を幻想の世界へと誘います。皆さまにも、この光景をご覧いただきたいと思えます。

次に、笛吹市こども計画の策定についてです。

本市では、第二次笛吹市総合計画に定める「ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち～」の実現に向けた様々な取り組みの中でも、最重要課題である人口減少に歯止めをかけるため、子育て支援施策には特に力を入れています。

令和7年3月、児童虐待や子どもの貧困、障がいがある子どもへの支援など、子ども・若者、母子等に対し、的確に支援を展開していくため、「笛吹市こども計画」を策定をしました。

今後も、市の将来を担う子どもたちの健やかな成長を地域全体で支えていく取り組みを推進してまいります。

次に、第三次笛吹市総合計画および第3期笛吹市総合戦略の策定についてです。

現行の総合計画および総合戦略の計画期間が、令和7年度に終期を迎えることから、令和8年度を始期とする第三次笛吹市総合計画および第3期笛吹市総合戦略を策定をします。

総合計画は、これから笛吹市が目指すまちづくりの道標となるものであり、すべての計画の中でも最も重要なものの1つです。

これまで、第二次笛吹市総合計画のもと「ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち～」の実現に向けて、一步一步前進を続けてきました。

第三次笛吹市総合計画の策定に当たっては、現行計画の評価と検証を行い、総合計画審議会、市民ワークショップ、市民アンケートなどを通じて、市民の皆さまから幅広い意見をいただく中で、これまでの取り組みの成果が実を結び、まさに飛躍のときとなるよう、笛吹市の未来を築いていく総合計画の策定を進めていきたいと考えています。

次に、生成A Iの導入についてです。

本市では、6月1日から、文書案の作成や添削、資料の要約、データの集計や分類などに活用可能な、生成A Iを導入しました。

生成A Iを適切かつ積極的に活用することで業務効率化を図り、これまで内部事務に充てていた時間を、新たな施策、事業の企画立案や窓口対応の質の向上に生かすことで、市民の皆さまに質の高い行政サービスを提供していきます。

次に、土砂災害訓練の実施についてです。

6月11日、芦川町において、4つの行政区を対象に、土砂災害訓練を実施をします。

訓練では、県道が通行止めになった場合の集落の孤立化防止や、ご自身で町外に避難することができない住民の早期避難を目的として、避難情報の発令から避難者を市有バスに乗せて町外に避難するまでの、市、消防本部、消防団、行政区、社会福祉協議会、警察署の役割と避難支援について確認を行い、迅速な災害対応について理解を深めます。

続きまして、本日、提出しました案件について、概略をご説明申し上げます。

提出した案件は、報告案件4件、承認案件3件、条例案3件、補正予算案6件、その他の議案2件、合わせて18件です。

はじめに、報告案件です。

まず、予算繰越計算書に関する報告については、一般会計および企業会計の繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項、同令第150条第3項および地方公営企業法第26条第3項の規定により、それぞれの議会に報告を行うものです。

続きまして、承認案件です。

まず、「笛吹市税条例の一部改正についての専決処分の承認を求めることについて」は、地方税法等の一部が改正され、市民税に係る所得控除の追加等が行われたことに伴い、本市条例を同様に改めるため、所要の改正を行ったものです。

次に、「笛吹市都市計画税条例の一部改正についての専決処分の承認を求めることについて」は、地方税法の一部が改正され、同法に項ずれが生じたことに伴い、所要の改正を行うものです。

次に、「笛吹市国民健康保険税条例の一部改正についての専決処分の承認を求めることについて」は、地方税法施行令の一部が改正され、国民健康保険税の課税限度額引き上げ等が行われたことに伴い、本市条例を同様に改めるため、所要の改正を行ったものです。

いずれも、法令の改正が3月31日に公布されたことから、議会を招集する時間的余裕がなく、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により承認をお願いするものです。

続きまして、条例案です。

まず、「笛吹市営市部駐車場条例の制定について」は、市が開催する行事等の参加者の利便性

を高めるため、山梨中央銀行石和寮跡地に、笛吹市営市部駐車場を設置することに伴い、新たに条例を制定するものです。

次に、「笛吹市児童館条例の一部改正について」は、笛吹市一宮児童館および笛吹市御坂児童センターで実施している子育て支援センター事業について、指定管理事業として児童館の業務と一体的かつ連携の取れた事業運営ができるよう、所要の改正を行うものです。

次に、「笛吹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び笛吹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」は、国が定める基準府令および基準省令の一部が改正され、保育所等との連携に関する基準等が緩和されたことに伴い、本市条例で定める基準を同様に改めるため、所要の改正を行うものです。

続きまして、補正予算案についてです。

まず、「令和7年度笛吹市一般会計補正予算（第1号）について」は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ10億393万円を追加し、総額を464億9,703万円とするものです。

歳入の主なものは、国庫支出金に、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金など6億1,438万円を追加をしました。

また、県支出金に、山梨県地域少子化対策重点推進事業費補助金、山梨県子育て世帯住宅取得支援事業費補助金など3,647万円を追加しました。

そのほか、財政調整基金繰入金に1億9,309万円、まちづくり基金繰入金に5,765万円を追加をしました。

歳出の主なものは、令和6年度に、令和6年分の所得税等から定額減税しきれないと見込まれる方に給付をした「定額減税補足給付金」において、令和6年分の所得税の確定に伴い、給付額に不足が判明した方に追加給付を行うため、6億198万円を追加をしました。

山梨県が、令和7年度に国の補助事業の、夫婦ともに39歳以下の世帯を対象に、結婚に伴う住宅の取得やリフォーム等の費用を補助する「結婚新生活支援事業」を拡充し、さらに18歳以下の子を養育している場合に補助を行う「子育て世帯住宅取得支援事業」を創設したことを踏まえ、本市では、人口減少対策に寄与する両事業を新たに実施をします。

また、両事業の補助対象世帯の要件および補助額を踏まえ、これまで市単独事業として実施をしていた「笛吹市子育て世帯住宅取得補助事業」について、対象世帯の要件および補助額を拡充します。

「結婚新生活支援事業」「子育て世帯住宅取得支援事業」「笛吹市子育て世帯住宅取得補助事業」の3事業総額で7,485万円を追加をしました。

このほか、コミュニティ助成事業に3,250万円、石和清流館改修事業に3,157万円などを追加をしました。

次に、特別会計の補正予算案です。

「国民健康保険特別会計」については84万円、「介護保険特別会計」は580万円、「後期高齢者医療特別会計」は499万円をいずれも追加するものです。

次に、企業会計の補正予算案です。

「水道事業会計」の収益勘定は346万円を追加をし、資本勘定は20万円を減額をし、「公共下水道事業会計」の収益勘定は2,934万円を追加するものです。

続きまして、その他の議案です。

「動産の取得について」は、令和7年度に予定する本庁執務室レイアウト改修2期工事に合わせて更新する什器類の購入および市消防本部車両更新計画に基づき更新する高規格救急自動車の購入に伴い、笛吹市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものです。

いずれの案件につきましても、その末尾に提案理由を付記していますので、詳しくは、それによりましてご確認をお願いいたします。

以上、今定例会に上程しました案件につきましても、提案理由をご説明いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（神宮司正人君）

市長の説明が終わりました。

○議長（神宮司正人君）

これより日程第5 報告第1号から、日程第8 報告第4号を一括議題といたします。

本件については、議案書にありますとおり、一般会計、水道事業会計、公共下水道事業会計の繰越計算書については、地方自治法施行令第146条第2項、第150条第3項および地方公営企業法第26条第3項の規定に基づく報告でありますので、ご了承願います。

○議長（神宮司正人君）

次に、日程第9 承認第1号から日程第11 承認第3号までを一括議題とし、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております承認第1号から承認第3号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、承認第1号から承認第3号は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これより、承認第1号から承認第3号について、それぞれ討論、採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

承認第1号の討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これより承認第1号の採決を行います。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員です。

よって、承認第1号は、原案のとおり承認することに決しました。

承認第2の討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これより承認第2号の採決を行います。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員です。

よって、承認第2号は、原案のとおり承認することに決しました。

続いて、承認第3号の討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これより承認第3号の採決を行います。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員です。

よって、承認第3号は、原案のとおり承認することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

そのまま自席でお待ちください

休憩 午後 2時01分

再開 午後 2時01分

○議長 (神宮司正人君)

再開をいたします。

ただいま、市長より追加議案1案が提出されました。

お諮りいたします。

これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、お手元に配布の議事日程のとおり日程を追加いたします。

○議長 (神宮司正人君)

これより日程第23 議案第61号を議題とし、提出議案に対する要旨説明を求めます。

山下市長。

○市長 (山下政樹君)

今回、追加提案しました案件について、概要をご説明申し上げます。

提出しました案件は、その他議案1件であります。

「動産の取得について」は、消防本部車両更新計画に基づき更新する水槽付消防ポンプ自動車の購入に伴い、笛吹市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものです。

以上、追加提案しました議案について、ご説明をいたしました。

よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（神宮司正人君）

市長の説明が終わりました。

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

明日、6月11日から6月16日までは、議案調査のため休会としたいと思います。

これに異議はありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、明日、6月11日から6月16日までは、休会とすることに決定をいたしました。

次の本会議は、6月17日、午前10時から再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時05分

令和 7 年

笛吹市議会第 2 回定例会

6 月 1 7 日

令和7年笛吹市議会第2回定例会

1. 議事日程(第2号)

令和7年6月17日
午前10時00分開議
於 議 場

- 日程第 1 市長提出議案 議案第50号—議案第61号(一括上程)
上程議案に対する質疑
日程第 2 市政一般についての質問(一般質問)

2. 出席議員は次のとおりである。(19名)

1番	樋口 滝人	2番	三枝 賢治
3番	荻野 陽子	4番	松本 なつき
5番	山本 茂貴	6番	鈴木 駿一
7番	岡 由子	8番	落合 俊美
9番	河野 正博	10番	山田 宏司
11番	河野 智子	12番	荻野 謙一
13番	神澤 敏美	14番	保坂 利定
15番	古屋 始芳	16番	海野 利比古
17番	中川 秀哉	18番	渡辺 清美
19番	神宮 司正人		

3. 欠席議員

(な し)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（17名）

市 長	山 下 政 樹	副 市 長	深 澤 和 仁
教 育 長	望 月 栄 一	総 務 部 長	小 林 匡
総合政策部長	小 澤 宏 之	会 計 管 理 者	金 井 久
市民生活部長	太 田 孝 生	保 健 福 祉 部 長	岩 間 正 剛
子供すこやか部長	田 中 暁 子	産 業 観 光 部 長	河 野 英 明
建 設 部 長	島 村 秀 忠	公 営 企 業 部 長	佐 藤 みのり
教 育 部 長	手 塚 克 己	総 務 課 長	坪 寛
政 策 課 長	萩 原 昭	財 政 課 長	柿 嶋 信
消 防 長	鶴 川 功		

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名（3名）

議会事務局長	井 上 博 之
議 会 書 記	橘 田 美 穂 子
議 会 書 記	小 澤 卓 也

○議長（神宮司正人君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は19名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日、傍聴と撮影の申請があり、これを許可いたしましたので報告いたします。

傍聴人に申し上げます。

傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので静粛をお願いいたします。

また、携帯電話の電源は切るか、マナーモードに設定していただくようお願いをいたします。

なお、議長の命令に従わないときは、地方自治法の規定によりまして退場を命じますので、念のために申し添えます。

現在、夏季の軽装の取り組みが行われております。議場内での上着の着用は個人の判断に委ねます。ついては、質問者および答弁者は上着を脱いで結構でございます。

直ちに日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

○議長（神宮司正人君）

日程第1 市長提出議案「議案第50号」から「議案第61号」までを一括議題とし、上程議案に対する質疑および日程第2 市政一般についての「一般質問」を行います。

今定例会へは、12名から20問の通告がありました。

質疑および質問は、配布いたしました議案に対する質疑および一般質問一覧の順番のとおりに行います。

議員におかれましては、政治倫理の向上に努めるとともに、議会基本条例会議規則先例集申し合わせ事項を遵守され、簡単明瞭に願います。

なお、当局の答弁も簡明率直にされまして、議事進行にご協力をお願いいたします。

質疑および質問時間については、1人15分以内といたします。

関連質疑および質問については、申し合わせのとおり同一会派のみ5分間といたし、通告者の質疑および質問が全て終了した後となりますので、ご承知願います。

それでは通告に従い、渡辺清美君の質疑および質問を許可いたします。

18番、渡辺清美君。

○18番議員（渡辺清美君）

公明党の渡辺清美です。

質問に入ります前に、昨日の火災につきまして、被災されました方々への心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い日常生活の復帰を願っております。

それでは、議長の許可をいただきましたので、通告に従い、2問質問をさせていただきます。

はじめに、Lアラート（災害情報共有システム）について、お伺いいたします。

災害発生時に、地方公共団体等が放送局・アプリ事業者等の多様なメディアを通じて地域住民等に対して必要な情報を迅速かつ効率的に伝達する共通基盤として「Lアラート」がありま

す。

平成23年6月の運用開始以降、多くの情報発信者、情報伝達者に活用されてきております。

平成31年4月には全都道府県による運用が実現し、近時の災害においては、速やかに避難指示の発令状況等を配信するなど、災害情報インフラとして一定の役割を担ってきました。

そこでお伺いいたします。

(1)として、Lアラートでは、避難情報入力において、全国各自治体でバラツキが指摘されておりますが、本市として、どのような組織体制となっているのか、お伺いいたします。

(2)として、情報入力において隣接自治体との情報交換などを行っているのか。また、情報入力の手順のガイドラインなどはどのようなものがあるのか、その点についてお伺いいたします。

(3)として、県と情報入力についてどのような取り決めとなっているのかお伺いいたします。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

小林総務部長。

○総務部長（小林匡君）

渡辺清美議員の一般質問にお答えします。

まず、Lアラートへの情報入力における組織体制についてです。

令和5年7月に総務省が示した「Lアラートに係る総務省の取り組み状況について」の中で、全国の各自治体において、Lアラートでの避難情報等の発信の際、遅延や誤発信が多く発生していることの指摘がありました。

これを受け、本市では、Lアラートへの避難情報の発信遅延が起きないように、市長による避難情報の発令の決定を受け、入力担当者が速やかに避難情報を入力する体制を取っています。

また、誤発信を防ぐため、入力内容を複数の職員が確認することとしています。

さらに、端末トラブルも想定して複数の端末から入力できるよう備えています。

次に、情報入力における隣接自治体との情報交換とガイドラインについてです。

Lアラートに情報を入力する際に、システム連携している山梨県総合防災情報システムで、県内の自治体の情報を相互に確認することができるため、隣接する自治体の被害状況や避難情報の発令状況を即時に把握しながら対応を検討しています。

また、令和6年4月にはLアラートの運営と管理を行っている一般財団法人マルチメディア振興センターから「Lアラート運用ガイドライン」が示され、本市では、このガイドラインに沿って運用しています。

次に、情報入力における県との取り決めについてです。

令和7年5月に、県が開催した「山梨県Lアラート利用者連絡会」において、「避難情報等の入力にはできるだけ早く住民に情報が届くよう、速やかに発信すること」「市が発令する避難情報はLアラートで発信すること」を確認しています。

以上、答弁とします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

渡辺議員。

○18番議員（渡辺清美君）

ありがとうございました。

それでは、2問目としまして、誰もが安心して搾乳できる環境づくりについて、お伺いいたします。

現在、多くの人が利用する施設には、赤ちゃんにミルクなどをあげることができる「授乳室」の設置が進んでいますが、授乳室で「搾乳」もできることについては、一般の理解が進んでいません。

WHOは2歳まで母乳育児を続けることを推奨しており、ILO（国際労働機関）による母性保護勧告では、各国に職場での搾乳の環境を整えるルールなどを作るよう求めています。

海外では、企業に対して従業員に搾乳のための時間と場所を提供するよう定めた法律があります。企業の担当者も女性の復帰を支援することは大いにメリットがあると考え、積極的に行っています。

国内においても、授乳室と搾乳室の併記を表示した行政施設や、大型商業施設なども存在しますが、まだまだ数は少ないのが現状です。

本年1月16日の参議院予算委員会では、公明党の佐々木さやか参院議員が国土交通省のバリアフリーガイドラインに、授乳室での搾乳が可能であることを記載するよう求めたところ、中野洋昌国土交通大臣からは、ガイドラインの記載を充実するとともに、子育てバリアフリーの推進を図る旨の答弁があり、こども家庭庁でも、国交省と連携した周知啓発の検討が示されました。

女性が出産後に安心して社会参画ができ、健康に活動できるためにも、社会全体が出産後の女性の健康管理を正しく理解し、公共施設において、安心して搾乳ができる環境を整えることが重要であると考えます。

出産や子育てへ支援を充実するためにも、職場における搾乳など、必要な方が安心して搾乳できる環境づくりに取り込むことの重要性を感じますが、市のお考えをお伺いいたします。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

田中子供すこやか部長。

○子供すこやか部長（田中暁子君）

渡辺清美議員の一般質問にお答えします。

出産した女性の中には、赤ちゃんが入院していたり、出産後早期に復職したりと、様々な事情から搾乳を必要とする方がおり、社会全体として搾乳に対する知識や理解を深めるとともに、安心して搾乳できる環境を整えていく必要があると考えます。

市では、現在、市民窓口館2階に授乳スペースを設けているほか、保健福祉館で実施している乳児健診時には、健診会場に授乳室を設け、必要な方が安心して授乳や搾乳ができるよう案内しているところです。

今後は、より利用しやすい環境となるよう、先進自治体を参考に、これらのスペースに、授乳室において搾乳ができることを示す表示を行うとともに、公共施設への授乳室の増設についても検討していきます。

また、市のホームページや広報紙を通じて、市民の皆さまへ搾乳や出産後の女性の健康管理に対する理解を広める取り組みを進めていきます。

以上、答弁とします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

渡辺清美君。

○18番議員（渡辺清美君）

ありがとうございました。

公明党は一つひとつの小さな声を聞きまして、地方議員、国会議員合わせて3千名おります。

そして、そういう中で多くの方から授乳室はあるんだけどもそこで1人で搾乳して入ったときに、何で1人で入って行くのかということ、実際に声をかけられたり、罵声を浴びたり、つらい思いをなさっている方がいます。

先ほどもお話がありましたけれども、赤ちゃんが小さくて病院にいらっしゃる方は、泣く泣くトイレなどで搾乳して捨てなければならぬような状況も多々あります。

ぜひ今後とも搾乳も一緒にするというのを皆さまにも知っていただきながら、また表示のほうもくれぐれもよろしく願いいたします。

以上で私の質問を終わります。

大変にありがとうございました。

○議長（神宮司正人君）

以上で、渡辺議員の質疑および質問を終了いたします。

関連質疑および質問はありませんか。

（なし）

関連質疑および質問を終わります。

次に通告に従い、神澤敏美君の質疑および質問を許可いたします。

13番、神澤敏美君。

○13番議員（神澤敏美君）

笛新会の神澤でございます。

議長の許可をいただきましたので、私は、大蔵経寺山における防火線の整備についてをお伺いいたします。

質問する前にですね、昨日から今朝まで、火事のためにですね、消火活動に活躍していただいた皆さまに、厚く御礼するところでございます。

それでは、質問に入ります。

令和7年1月18日（土）に発生した大蔵経寺山の林野火災は、笛吹市は15.5ha、甲府市19.6haを延焼し、1月27日（月）に鎮圧となり、2月1日（土）鎮火となりました。

東京都、静岡県、群馬県の防災ヘリや自衛隊ヘリによる消火活動など協力をいただいた関係機関および火災発生時から笛吹市消防本部指揮のもと消火活動を献身的に行っていただいた笛吹市消防団に心から敬意を表し、御礼を申し上げます。

さて、大蔵経寺伝によると大蔵経寺は養老6年（722年）に開祖し、応安3年（1370年）に甲斐国守護武田信成以降、武田家の祈願寺となり、平安、室町、戦国時代を乗り越え天正10年（1582年）の武田家滅亡の後、徳川家の祈願寺として尊ばれました。

また、大蔵経寺を中心に左手に物部神社、山神宮、中腹には堂寺があったといわれ、奥には

末寺菩提千坊、女人高野と呼ばれた菩提山長谷寺、吾妻屋宮、右手には本殿が檜皮葺きで国指定文化財山梨岡神社があり、大蔵経寺を中心に神仏が祀られ社寺が建立されていたことが地域における重要な場所であったことが伺えます。

大蔵経寺山では、16年前にも大きな山林火災が発生しています。当時、強風にあおられた火が広がり、国指定の文化財山梨岡神社本殿の消失を覚悟した矢先、風が止み、消火活動がスムーズに進み鎮火に至ったと記憶しております。

今回の火災も長谷寺への延焼が危惧されましたが、1月31日夜半からの雨により鎮火となりました。

火災からの難も逃れる大蔵経寺、長谷寺一帯には、地域氏子に守られた聖域とすら感じることが出来ます。

しかし、現在は大蔵経寺山を管理する個人や組合の方々の高齢化が進み、山道や頂上付近の整備ができてない状態となっており、木々や雑草が生い茂る状態となっています。

そこで、山林火災の延焼を防ぐ目的で、森林と森林の間に樹木のない一定の空間を設ける「防火線」の整備について伺います。

1点目といたしまして、山林の防火線整備のための法的な基準と補助事業の有無についてを伺います。

2点目といたしまして、大蔵経寺山周辺には、先人たちが切り開いた山道が麓から尾根まであります。

これを、防火線として活用するために、小型の消防車両の通行も可能な道路として整備することができるのではと考えますが、市の見解をお伺いいたします。

3点目といたしまして、防火線の整備に際し、森林環境譲与税を財源として活用できるのか、お伺いいたします。

以上、3点お伺いいたします。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

河野産業観光部長。

○産業観光部長（河野英明君）

神澤敏美議員の一般質問にお答えします。

まず、山林の防火線整備のための法的な基準と補助事業の有無についてです。

森林法等の法令において防火線の設置に関する基準は定められていません。また、防火線の整備に対する補助事業はありません。

次に、山道の防火線としての活用についてです。

森林における防火線は、森林の外周に空間地帯を設けることで、森林火災の延焼を防止し、火勢を鎮圧する施設とされています。法令に定めはありませんが、防火線としての機能を期待するためには、一般的に、おおむね10メートル以上の間隔が必要とされています。

大蔵経寺山の笛吹市管内に所在する範囲は民有林であるため、所有者が既存の道幅を含めておおむね10メートル以上の幅員を設けるよう周辺の樹木を伐採することで、大蔵経寺山の山道に防火線の機能を持たせることは可能と考えます。

なお、この場合、森林法に基づく伐採届の提出や県の許可申請等の所定の手続きが必要となります。

次に、防火線整備への森林環境譲与税の活用についてです。

森林環境譲与税は、森林資源の健全な育成、整備等の費用に充てられるものであり、現状では、防火線の設置のみに森林環境譲与税を活用することは想定されていません。

森林環境譲与税を活用した森林整備の対象となる人工林において、森林の伐採、植林を行う再造林が実施される場合には、造林地に周囲の森林資源を保護するための防火線を設置することは、その造林事業の一環として森林環境譲与税活用の対象になるものと考えます。

以上、答弁とします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

13番、神澤敏美君。

○13番議員（神澤敏美君）

貴重な答弁をありがとうございました。

防火、防犯、水防は、この高齢化社会において地域任せではなく、特に山林林野においては行政が積極的に指導し、関係機関に働きかけて、尊い文化資源を守るために地域と連携をした事業の推進を願うところです。

最後に意見として申し添えます。

石和温泉駅北口から見上げる大蔵経寺山周辺は、山梨の発祥の地ともいわれ、古くから地域の信仰の重要な場所であり、大蔵経寺や長谷寺など、悠久の歴史を感じる場所でもあり、山頂からは南に霊峰富士、笛吹市内、甲府盆地、南アルプスを一望し、素晴らしい眺望が続き、各地域の山々の尾根を包んで武田の杜へと続きます。

県では、甲府市北部の武田の杜の観光価値を高めるための価値向上構想の素案をまとめました。大蔵経寺山周辺においても、石和温泉駅の北側における観光資源として活用が望まれるところであり、今後、県や甲府市と連携して観光利用を望みますが、近年2度の林野火災に見舞われ、いずれも大きな面積が焼失したことから、まずは大蔵経寺山周辺の森林資源、文化資源の焼失を防ぐための効果的な防火対策の取り組みをお願いして質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（神宮司正人君）

以上で、神澤敏美君の質疑および質問を終了いたします。

関連質疑および質問はありませんか。

（なし）

関連質疑および質問を終わります。

次に通告に従い、山本茂貴君の質疑および質問を許可いたします。

5番、山本茂貴君。

○5番議員（山本茂貴君）

煌・フォーラム21の山本でございます。

議長の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

まずはじめに、先週、6月14日の土曜日、八代町岡で行われました、ホテルまつりの開会式におきましては、山下市長をはじめ、神宮司議長、河野観光産業部長、多くの方にご参列を賜りまして、盛大に行うことができました。ありがとうございました。

あいにくの天気で開催セレモニーの太鼓の演奏が中止になってしまいましたが、おかげさま

で翌日から天気も回復し、日曜、月曜と見学者も多く、それに呼応するようにホテルもたくさんの方の舞を見せてくれました。家族連れからも感激の声が多く聞かれました。今度の日曜日まで行っております。ぜひとも皆さんで一度、お出でをいただければと思います。

よろしく願いいたします。

それでは早速質問に入らせていただきます。

令和7年度第二次笛吹市総合実施計画、基本目標1「幸せ実感こころ豊かに暮らせるまち、質の高い教育をみんなに」とありますが、その中の英語教育の推進について質問をさせていただきます。

急速に進展するグローバル社会において、外国語によるコミュニケーション能力の重要性は、日々高まっています。中でも英語は、世界共通語としての地位を確立しており、国際的なコミュニケーションを行う上で鍵となっています。

特に将来を担う子どもたちにとっては、英語は単なる他国の言語という存在ではなく、未来の可能性を広げる重要なツールにもなります。

そのような中、笛吹市では、将来にわたり国際社会で活躍し、市の未来を拓く人材を育成するため、市内小中学校において新たな英語教育プログラムを段階的に導入するとしており、まずは外国語指導助手、いわゆるALTを増員し、児童生徒が日常的に英会話に親しむ環境を充実するとしています。

そこで伺います。

(1) 現在、市内の小中学校では、ALTを何人配置していますか。

(2) 配置されているALTは、どのくらいの頻度で授業に参加していますか。また、どのような活動をされていますか。

(3) 新たな英語教育プログラムでは、ALTを何人増員する予定ですか。

(4) 増員によってALTが授業に参加する頻度はどの程度増えますか。また、ALTの活動内容や、本市の英語教育はどのように変わりますか。

(5) ALTの増員に向けた現在の進捗状況と今後の予定を伺います。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

手塚教育部長。

○教育部長（手塚克己君）

山本茂貴議員の一般質問にお答えします。

まず、市内の小中学校におけるALTの配置人数についてです。

本市では、現在、小学校の専任が5人、中学校の専任が2人、小中学校の兼務が6人、合計13人のALTを配置しています。ただし、JETプログラムで採用している3人は、1学期で任期が終了するため、2学期以降は小学校の専任が5人、中学校の専任が1人、小中学校の兼務が4人の合計10人体制となります。

次に、ALTの授業参加の頻度と活動内容についてです。

本市のALTは、小学校では3・4年生の英語活動に週1時限、5・6年生の英語授業に週2時限、中学校では週4時限のうち1時限または2時限の英語授業に参加しています。

授業中は、基本的に英語だけで会話し、担当教職員と一緒に授業を行い、英語の正しい発音や自然な会話を児童生徒に聞かせ、児童生徒が英語に親しむ環境を作っています。

そのほか、運動会や体育祭、学園祭といった学校行事など、授業以外の場面にも参加し、児童生徒と英語でコミュニケーションを取っています。

次に、ALTの増員人数についてです。

令和8年度に12人増員します。これにより、本市のALTは22人となります。

次に、増員後におけるALTの授業参加の頻度や活動内容等の変化についてです。ALTの授業参加の頻度について、小学校では現在もすべての授業にALTが参加しているため、増員後も参加頻度に変わりはありません。

一方、中学校では、現在、週4時限ある英語授業のうち、ALTの参加は1時限または2時限となっていますが、増員後は4時限すべてに参加することが可能となります。

また小中学校ともに、増員後は、授業だけでなく、学校行事や課外活動などの様々な場面において、積極的にALTを活用し、英語に触れられる機会を作ることができます。

増員によって、ネイティブスピーカーと英語でコミュニケーションを取る機会が増えることで、ALTの設置目的でもある児童生徒の英語を聞く、話すといった能力の向上を図ることができるほか、児童生徒の英語学習に対する積極性や自信にもつながることが期待できます。

また、この取り組みを活用し、教育課程の工夫や児童生徒の英検取得率向上のための方策を検討します。

次に、ALTの増員に向けた現在の進捗状況と今後の予定についてです。

令和7年3月に、プロポーザルで選定した事業者とALTの受入支援および管理業務委託契約を締結しました。

現在、事業者とともにALT増員に向けた準備を進めているほか、ALTの積極的な活用など英語力向上に向けた取り組み内容について、学校現場との調整などを行うため、教職員によるワーキンググループを編成し、毎月1回程度、取り組み内容の検討を行っています。

5月28日には、オンライン英会話を実施している英語教育の先進地である茨城県大洗町を視察したところです。

また、ALTの受入れに伴う協定締結先は、フィリピン共和国ベイ町としました。

フィリピン人は、明るく元気な国民性で、児童生徒に緊張させない雰囲気づくりが得意であり、児童生徒や教職員と馴染むのも早いとされています。現に、本市のALT13人のうち、6人がフィリピン人ですが、いずれのALTも親しみやすく、積極的にコミュニケーションを図りながら指導を行っており、児童生徒や保護者、学校からも好評を得ています。

また、ベイ町は、フィリピン共和国の首都マニラから車で2時間程度の場所に位置している緑豊かなまちで、人口は約6万7千人、主要産業はバナナやパイナップルなどの果実をはじめとした農業であるなど、本市と類似している点があり、親和性が高いことが特徴です。

これらのことを踏まえ、事業者から提案された協定締結候補地の中から、本市と協定を締結するに最も相応しい自治体としてベイ町を選定しました。

7月31日には、市長がベイ町を訪問し、現地で自治体間交流協定を締結する予定です。

その後は、フィリピン共和国から来日するALT22人を令和8年度から会計年度任用職員として採用するため、受入れや任用手続きなどの準備を進めます。

以上、答弁とします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

山本議員。

○5番議員（山本茂貴君）

ありがとうございました。

英語教育推進事業プログラム導入準備、また外国語指導助手設置事業と、多くの事業費が盛り込まれております。児童生徒の学校教育に予算を使うことに異論はありませんし、また人口減少対策にも寄与する事業だとも思っております。しっかり短期で終わらせず、長期的な事業として行っていただきたい、そのように思います。また、きちんと検証も行っていただければと考えます。ありがとうございました。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

市では、石和町の「なごみの湯」、一宮町の「いちのみやももの里温泉」、御坂町の「みさかの湯」、春日居町の「やまゆりの湯」の改築や改修を順次進めています。先の令和7年第1回定例会において、今後の市営温泉の活用について代表質問をした際、市長から「市のさらなる発展につなげていくため、本市を支えている柱の一つでもある温泉の持つ力を改めて見つめ直し、果実や四季折々の自然など、様々な地域資源と掛け合わせ、市の魅力を高める」と熱意と強さのこもった答弁がありました。

今後の取り組みに期待をしているところです。

そこで伺います。

(1) なごみの湯といちのみやももの里温泉の改修工事の進捗状況、みさかの湯とやまゆりの湯の改修工事に向けた進捗状況を伺います。

(2) 温泉の持つ力を最大限活用し、市の魅力を高めるためには、官民が連携した取り組みも重要だと考えています。

今後どのような取り組みを考えているのか伺います。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めますが、この質問に関しては、市民生活部長、産業観光部長の2名が答弁を行います。

まずはじめに、市民生活部長。

太田市民生活部長。

○市民生活部長（太田孝生君）

山本茂貴議員の一般質問にお答えします。

まず、市営温泉の改修工事等の進捗状況についてです。

なごみの湯の改修工事の進捗状況については、令和7年5月末現在、建築工事の進捗率が76%、機械設備工事が86%、電気設備工事が91%です。計画どおりに進捗しており、令和7年10月1日リニューアルオープンの予定です。

いちのみやももの里温泉の改築工事の進捗状況については、令和7年5月末現在、建築工事の進捗率が25%、機械設備工事が20%、電気設備工事が9%です。計画どおりに進捗しており、令和8年1月リニューアルオープンの予定です。

みさかの湯については、令和7年9月末までを工期とし、現在リニューアルに向けた実施設計を行っています。令和8年4月から施設を休館し、サウナ設備の充実や壺湯の設置など、市民の皆さまはもちろんのこと、観光客を含めた多くの方々に利用してもらえる施設を目指し取り組んでいきます。令和9年春リニューアルオープンの予定です。

春日居福祉会館・やまゆりの湯については、令和6年度に改修工事に係る実施設計を完了しました。令和7年10月から令和9年3月末まで施設を休館し、温泉棟の敷地内への建て替えなど、大規模改修を行います。令和9年4月リニューアルオープンの予定です。

以上、答弁とします。

○議長（神宮司正人君）

次に、産業観光部長。

河野産業観光部長。

○産業観光部長（河野英明君）

山本茂貴議員の一般質問にお答えします。

温泉の持つ力を最大限活用する官民連携の取り組みについてです。

温泉は、古くから人々に愛されてきた自然の恵みです。健康増進効果や癒やし効果、観光資源としての価値など、その魅力は様々な側面で私たちの生活を豊かにしています。特に観光面においては重要な役割を果たしており、石和温泉郷・春日居温泉郷は、多くの観光客を惹きつけ、本市の地域経済の活性化に大きく寄与しています。

石和温泉郷・春日居温泉郷と聞けば、歓楽街のイメージを持つ方もいると思いますが、忘れてはならないのが温泉の「泉質の良さ」です。アルカリ性単純温泉で、肌の古い角質が取れ、すべすべになる「美人の湯」とも称されています。また、市営温泉についても同様に美肌効果に優れた泉質を誇っています。しかし、これらのことは今まであまり周知されてきませんでした。

このような泉質の良さを前面に打ち出し、笛吹市の温泉の特色をより具体的にイメージしていただけるよう、現在、市と石和温泉旅館協同組合が連携する中で、新たなキャッチコピーの作成を進め、これを活用したキャンペーンを計画しています。

また、今後は、市営温泉と民間の旅館などとの温泉巡りツアーや、体が不自由な方でも笛吹市の温泉を楽しめるよう、市営温泉の家族風呂等を活用した官民連携の取り組みを検討するなど、本市の温泉の価値を最大限引き出すために積極的に取り組みを進めていきます。

以上、答弁とします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

山本議員。

○5番議員（山本茂貴君）

ありがとうございました。

市民の皆さまもリニューアルオープンに向けて首を長くして待っております。ぜひとも計画どおりに進めていただきたいと思います。疲れた体を癒していただく施設として、また観光客にも喜んでいただける施設として利用していただければと思います。

また、(2)の官民連携の取り組みについて、笛吹市をぜひともクリーンなイメージと温泉の泉質の良さをアピールしていただき、新たな笛吹市のイメージをつくっていただければと、そのように考えます。

山下市長の取り組みに賛同しつつ、疑問に思ったことは引き続き質問させていただきますが、ご理解のほどよろしく願いいたします。

これで私の質問を終わらせていただきます。

本日はありがとうございました。

○議長（神宮司正人君）

以上で、山本議員の質疑および質問を終了いたします。

関連質疑および質問はありませんか。

（ な し ）

関連質疑および質問を終わります。

暫時休憩といたします。

再開は午前11時10分といたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時10分

○議長（神宮司正人君）

再開いたします。

次に通告に従い、樋口滝人君の質疑および質問を許可いたします。

なお、樋口滝人議員から一般質問に伴い、資料の配布とパネルの使用について申し出がありました。これを許可いたしましたのでご了承願います。

1番、樋口滝人君。

○1番議員（樋口滝人君）

1番、笛新会、樋口滝人。

これより6月定例会での一般質問をします。

このところの市内での火事は頻発しており、憂慮しているところです。消防関係者の皆さまのご労苦に感謝いたします。

気持ちはアメリカのほうへ行っちゃっているんですけども、質問を一生懸命やらせてもらいます。

2つほど質問する前に1点報告がございます。それは、この6月議会が始まる前に、会派マツモト・ヒグチを短い期間でしたが、発展的解消をしました。会派の同僚であります松本議員には、年齢は祖父と孫のような差がありますが、幅広い知識の中から教をいただいたことが多く、感動の毎日でした。この場を借りてお礼を申し上げます。

会派の名称は特に気にいってはいたのですが、そしてこのたび私は、海野利比古議員率いる会派、笛新会の栄えある会員となったわけですが、市議会に当選当初から笛新会の自称賛助会員として勝手に参加しておりました。特に日が暮れてからや、議会外での活動には積極的に賛助会員をしていました。心機一転、先輩議員のいいところを積極的に取り入れて市民の負託に応えられるよう頑張る所存です。

そこで本題に移ります。

こうやってパネルの掲示、それから皆さまに資料配布を、議長の了解をいただいてしておりますが、この点で質問をさせていただきます。

1. 個別施設計画の中で工期延長を行った建設工事についてです。

私の質問は、極めて単純明快です。御坂中学校改築工事、建築主体工事の工期延長による費用負担と、生徒や教員の新年度に影響はないですかとの問いです。当初の予定どおりに工期の延長がなければ、何ら問題は生じなかったのですが、令和6年11月20日にJV業者が提出

した工期延期願いの延長理由としては2つの解釈ができます。

1つは、この施工会社が県内のほかの工事を過大に受注したため、躯体工事専門業者が多忙をきたし、当該工事に回しきれなかったのか。

もう1つの解釈として、県内業者全般に言えることとして、県内での工事発注が格段に増えたため、作業員の引っ張り合いとなり、結果、専門的な作業をする人に不足が生じたのか、判然としていません。

また、材料等の資材高騰を受けて、何に時間を割いたのかも判然としない。この理由書では工期延長を認めた市の想像力に関心をいたしました。

私は、建設業者の責任を問うのではなく、今や建設会社の作業員などの減少による施工力不足は、インフラ整備に多大な影響を及ぼしているのが現実です。施工業者にとっては苦難の道が続いており、働き手の少ない業界に明るい兆しが見えてこないのが現実です。とても憂慮すべき課題です。

そこで実際、この建築主体工事に目を移しますと、昨年6月27日に工期が始まり、その配った資料を見ておいてください。

工期が始まり14カ月後の令和7年8月20日の完成を目指し推移してきましたが、5カ月後の11月20日には請負業者による工期延期が提出され、これらの理由を市は理解して工期の延期を是認しました。いたし方ないとのことでしょう。

このことにより、ほかへの影響はというと、1つは建築工事の他工種、設備、電気工事など、他社の手掛ける工事でも延長を惹起し、現場に張り付く技術者の現場管理費、一般管理が増大し、負担が増えたことと、工程の変更による作業員の配置の仕切り直しを迫られました。

2つ目は、プレハブの仮設校舎のリース料。月に499万9,500円の4カ月延期で、当初予算よりおよそ2千万円の費用増大になる可能性があること。駐輪場の整備や什器備品等の搬入を入れて、これらを全て考慮に入れて、市は工期延期の承認をし、議会に諮り変更契約を実施しました。

以上が、私がこの件で費用の増大を懸念する立場から危惧していますが、市では工期の延長があっても費用が膨らんだり、御坂中学校の生徒教員の新年度に何ら影響がないと明白にお答えいただくのでしたら、この質問も杞憂であると言えます。

同じタイトルで2つ目の質問です。

2つ目は、作業員不足を理由に工期延期をしましたJVの構成員業者が同時期に「ももの里温泉施設建築工事」を単体で受注したことについてです。

作業員不足等の理由で、令和6年11月20日に工期延長を願い出た、御坂中学校建築工事JV構成員である市内業者が、まったく同時期の11月下旬に市が公告をした工事、「ももの里温泉施設建築工事」を入札にかけました。結果、1社だけ応札したのが件の会社でした。

学校建築では一方で、工期の延長を規模し、また一方で新たな工事、ももの里温泉施設建築工事を応札して受注しています。とても不思議に思うのは私だけでしょうか。

作業員不足等で工期延長をした業者が重なった時期に、別の工事を受注していることに、市は落札業者を決定する際、何ら疑問に思わなかったのか、そこを知りたいのです。

市民が期待する温泉施設を予定どおりに供用することは必至であると思いますがいかがでしょうか。

私たち市民目線で言うと、御坂中学校建築工事に施工戦力を集中して、当初の予定どおりに

早く仕上げてくれと言いたいのですが、どう市は評価して落札を決めたのか、もっとも法的には何ら問題はありませんが、施工体制的には、「いや待てよ」と疑問を持ったほうが良かったのかと思います。

以上、1つ目の質問を終わります。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

この質問に対しては教育部長、市民生活部長の2名が答弁を行います。

まずはじめに教育部長。

手塚教育部長。

○教育部長（手塚克己君）

樋口滝人議員の一般質問にお答えします。

まず、御坂中学校建築工事の工期延期による市の負担及び新年度への影響についてです。

御坂中学校校舎改築工事における建築主体工事については、請負業者から提出された工期延期願において、工期延期に伴う諸経費の増額分を請求しないことが確認できているため、市の負担はありません。

電気設備工事および機械設備工事の工期延期に伴う市の負担については、現在、精査過程にあること、また、仮設校舎リースについては、リース期間延長に伴う負担が見込まれることから、それぞれの請負業者と協議をしているところです。

なお、令和8年1月から新校舎を供用開始するため、新年度を迎えるに当たって、授業や学校行事等を含め、生徒や教職員への影響はありません。

以上、答弁とします。

○議長（神宮司正人君）

次に、市民生活部長。

太田市民生活部長。

○市民生活部長（太田孝生君）

樋口滝人議員の一般質問にお答えします。

ももの里温泉施設改築工事の受注についてです。

ももの里温泉改築工事については、現時点で、工事延長等の遅延はなく、計画どおり進捗しています。また、本市では、入札参加申込み時に、入札参加資格要件を満たしているか否かを審査しており、落札者の決定に当たり、別件のことを考慮することはありません。

以上、答弁とします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

樋口議員。

○1番議員（樋口滝人君）

再質問をさせていただきます。

今お答えをいただいておりますが、ちょっと納得していません。

なぜならば、リース料金、仮設の、これはまだどういうふうに配分されるのか決まっていな。これ大事なことなので、いつ決まってどういう判断をしていただくのが、ちょっとこの工程を教えてください。

○議長（神宮司正人君）

答弁を求めます。

手塚部長。

○教育部長（手塚克己君）

樋口滝人議員の再質問にお答えいたします。

リース業者等につきましては、現在、金額について協議をしているところです。

併せまして、次の定例の委員会において、ほかの工事案件も契約の変更があるようであれば、そこでお示しをしたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

樋口議員。

○1番議員（樋口滝人君）

分かりました。なかなか難しそうですね。

それですね、ももの里温泉、先日ちょっと見に行きました。進捗率25%、間に合いますか。もう半分過ぎていますよ、工期が。もう一度お答えください。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

太田部長。

○市民生活部長（太田孝生君）

樋口滝人議員の再質問にお答えします。

2週間に一度、現場にて建築工事、機械設備工事、電気設備工事の請負責任者、また設計会社、市の担当者を含めて工程会議を実施しておりますが、現時点で予定どおり進んでいる状況です。

以上、答弁といたします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

樋口議員。

○1番議員（樋口滝人君）

お答えありがとうございました。

では、2つ目の質問に移ります。

これは住民サービスの拡大を期待しての質問です。

新庁舎を含めた庁舎管理につきまして、本庁舎執務室レイアウトと新たな提案をさせていただきたい。

令和6年6月から本庁執務室レイアウト改修工事着工、工事及び備品購入、LAN引き込み等を含め、すでに1億2,900万円の費用を投じており、今後令和7年度には1億700万円、次年度の令和8年度には5,980万円と本館、市民窓口館および保健福祉館の都合36課室に3カ年度にわたり合計2億9,623万円、ほぼ3億円を一般会計から拠出し改修工事や備品購入費に投入する予定だそうです。

市の説明では期待される効果として執務室内の収納効率・美観を向上させることにより、職

員の事務効率を上げ、市民サービスの向上につながると思いますが、限られた空間に整理をして、新たに備品を整備したとしても、確かに作業環境は変わるとしてもそこで働く職員の労働環境は変わるのでしょうか。1人当たりの作業範囲が狭小なイメージの本庁ですので心配するところです。

このレイアウトの改修が一体市民にどう影響するかというと、相変わらず駐車スペースが限られ地下の駐車場は、私も含めてあまり行きたがらない、使い勝手の悪い状況で市民の来庁時での不便さは変わらないのが実情です。

また、他の大多数の市庁舎にみられる市民の憩いの場とか市の情報を伝えるコーナーがないことや、イス、テーブルでくつろぐ場所、自販機のないことが懸念されます。

市民が駐車場の狭さを気にすることなく市民の憩いの場、サロンを新設して改善することのほうを優先すべきだと思います。

例えば、本庁舎では入って右側の観光商工課の場所に市民の情報交換のためのサロン、自販機など置く。空いている3階を利用して課を移動させる。

ここで申し上げます。観光商工課を移動させるということではないです。

また、市民窓口館と保健福祉館との間に新たに市民サロン室を建築、そこにインフォメーション窓口を設置。さらに地下駐車場を封鎖して降り口空間を駐車場に整備するなど市民にとって気楽に来庁しやすい環境を整えることもこの際、すべきだと信じます。

2つ目としまして、新庁舎の建設を考えるとはいかがか。これは議員になってからたびたび質問しているんですが、合併特例債などを利用しての26億円かけて庁舎の耐震等の整備、これからも費用増大するのなら新庁舎建設を考えるといかがでしょうか。

AIなど駆使してスリムな庁舎をハザードマップ上影響のない新天地に移設することもいいかと思います。いかがお考えでしょうか、質問をさせていただきます。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

小林総務部長。

○総務部長（小林匡君）

樋口滝人議員の一般質問にお答えします。

まず、本庁執務室レイアウトと新たな提案についてです。

現在、市では、公文書を適正に管理し、災害から公文書を守ることができるよう、令和8年度の統合書庫の整備に向け、取り組みを進めています。

統合書庫が建設され空くこととなる、本庁舎書庫スペースの活用の中で、市民の憩いの場等も含め、研究していきます。

次に、新庁舎建設の考えについてです。

令和7年第1回定例会で、樋口議員の質問に対して答弁したとおり、本庁舎については、約26億円を費やし、耐震改修、設備改修を完了していますので、中長期的には、これを使い続けることとなります。

一方で、本館が築58年、市民窓口館が築55年であることから、個別施設計画庁舎・支所等編にあるように、将来的には改修を行うのか、新庁舎建設を行うのか、研究することとなります。

以上、答弁とします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

1 番、樋口滝人君。

○1 番議員（樋口滝人君）

部長、大変優等生のお答え、ありがとうございました。よく分かりました。

それでは、ちょっと意見を言わせていただきます。

私が子どものころ、おじいさんがですね、ラジオで聞いていて、いつも風呂でうなっていました。浪曲師、広沢虎造の浪花節三十石船のくだりで、森の石松が金比羅様からの帰り道、船に同乗した客に清水次郎長の一番強い子分の名を聞くシーンがあります。

大政、小政の名が出る中で、なかなか当人の名が出ないので、決まり文句ではありませんが、一番大事な人のことを忘れてはしませんかとしつこく問い質しています。

今度の庁舎改造計画のそれは、これらの目的の一つに、一番大事な人のことを忘れていませんかと問いているのです。市の主人公である市民の皆さまと職員です。

市民の来庁しやすい環境づくり、ハードでもソフトでも主体は納税者である市民ですから、執務室の改善、即市民サービスの向上につながるには理解しがたいのですが、市民に対するサービス精神が少しばかり配慮が不足していると言わざるを得ません。

駐車場の使い勝手の悪さ、市民が集う場所の不足、職員の休憩室やランチの場所、最優先で予算をかけるべきです。

また、職員の集中管理の点からも、庁舎を1カ所に集中することが喫緊の課題と言えます。

本庁舎から議会まで来るのに、矢崎工業さんのところで一旦停止すると十二分かかります。議会も含めて場所を集中するべきです。

いくらこれから費用をかけて、事務機の位置やLAN配線を整備し直そうと、元々部屋の大きさのキャパシティが決められているので、職員のランチの場所の確保や、将来的にはジムの整備、スポーツジムの整備です。憩いの場所も含めて検討課題は目の前にあります。

市民サービスの向上や職員の働く環境の整備のために、思い切って新たな市庁舎の建設を期待します。

私が議員に奉職してから気がついたのですが、市は間断なくあちこちの既存建築物に改修新築工事を発注しています。将来、建築物の管理などに過度な負担が次世代にかかることを心配しています。

市が建築物の改修増築等に市政のグラフィティ、重力力点を入れるなら、いっそのこと新庁舎を建ててみませんか。隣にはサッカー場もできますよ。

また職員の散歩道も造ってください。これはまちづくりに興味のある議員の願いです。ぜひご検討ください。

以上、笛新会の一人として、また市民の声なき声の代弁者の一人として、市政に反映されることを願って、6月議会の質問を終わります。

これからもばんたび質問をさせていただきますので、どうぞ皆さんの温かいお気持ちで寄り添っていただきたいと思います。

以上です。

ありがとうございました。

○議長（神宮司正人君）

以上で、樋口滝人君の質疑および質問を終了します。

関連質疑および質問はありませんか。

（ な し ）

関連質疑・質問を終了いたします。

次に通告に従い、荻野陽子君の質疑および質問を許可いたします。

なお、荻野陽子君から一般質問に伴い、資料の配布について申し出があり、これを許可しました。

3番、荻野陽子君。

○3番議員（荻野陽子君）

議長に許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

笛政クラブの荻野陽子です。

参考資料として、マイ・タイムラインの配布をさせていただきました。

よろしく申し上げます。

今年もつゆに入りました。線状降水帯の頻発や大雨による梅雨末期の災害など、非常に大雨に対する危険が危惧されるところです。

そこで、令和元年の10月12日、大雨により隣の長野市においては千曲川が決壊し、大規模な住宅浸水が起きた。この台風19号の際、支援が必要な方々に対してどのような対応がされたのかということをお伝えし、さらにその後6年が経過した現在、市ではどのような体制が取られているかということについてお伺いをしたいと思います。

10月12日、昼12時に災害対策本部が招集されました。私も社会福祉協議会の一員として、本部員として保健福祉センターに詰めさせていただいております。

12時半には保健福祉部の各課長が参集し、部長よりさまざまな指示が出されました。

体調不良者、けが人のための市内病院の収容の程度はいかがか、さらには施設での避難者の対応はどうかということの指示、それに従いまして、市内の病院、そして施設に連絡をしました。

午後2時には、市内の病院から、けが人および体調不良者の受け入れは体制ができているという報告があり、また、施設からも避難者の対応が可能というような連絡が入っています。

午後2時半、市内全域に避難勧告が出されました。そして、その後、3時30分には気象庁より大雨特別警報が発表されています。

そのような中、午後4時には第2回の災害対策本部会議が招集されました。

本部長である市長からは、この大雨に対しては、市が地域を守るという強い言葉が伝えられ、本部員一同緊張が走ったのを覚えております。

この大雨は12時間がピークとされており、大雨のピークは最大は午後7時ということでした。

保健福祉部に詰めている中で、さまざまな連絡が入ってきました。区長さんが高齢夫婦を避難所に連れてきた。しかし、その夫婦はトイレに行くのも大変で介助が必要。ここで一晩過ごしていただくのは忍びないという連絡が入りました。そこで担当者は市内の高齢施設に緊急の受け入れ要請をし、そのご夫婦は搬送されていきました。

また、一人暮らしの障がいのある方については、障がい者施設への搬送もしたところでした。

そんな緊張の中、午後5時40分に石和市内で一人暮らしの高齢の要介護4の方、この方の安否について区長さんにお願いをしたいという連絡が入りました。私は区長さんに連絡をしました。すると区長さんからこういう返事でした。区民かどうか確認すると言うのです。

この緊急事態なので、何とかお願いをしたいというふうにお伝えしたところ、区長さんからは、たとえ支援が必要な人の台帳に載っていたとしても、区に入っていないければ顔も分からないし、ましてや状況も分からない。なので区長だってどう対処していいか分からないということでした。対象者のAさんは区に入っていました。

区長に連絡をしてから約1時間半後、区長から連絡が入りました。民生委員さんとともに区役員がAさんのもとに行ってきた。Aさんは安全だった。そしてAさんの自宅の周りは幸いにも大丈夫ということでした。そこで、その時点での避難はしなくても大丈夫ということになりました。

その後も保健師さんによる避難所の巡回などにより、簡易ベッドの搬入など必要な措置が講じられておりました。

午後9時には第3回の本部会議、そして大雨特別警報の解除後、午後11時30分から第4回の本部会議が招集され、その時点では市内に大きな被害がないことが確認されました。

翌日の13日午後、第5回の本部会議をもって災害対策本部は解散となり、その後は各部の対応となりました。

笛吹市地域防災計画では、災害記録として、この台風19号については、災害区分は風水害、災害地域は市内全域、災害状況は土壌改良施設関係の破損が1件、農地関係の法面などの崩壊・崩落が2件、市内12カ所の避難所の開設市民1,050人が避難したと記されています。

この経験を振り返り、支援が必要な人として台帳に登録されていても、顔が見える関係でないと状況の把握や的確で迅速な対応ができにくいことを体験し、福祉現場で勤務している際には、日ごろからの隣近所の顔が見える関係づくりが重要であり、支援が必要なことをできるだけ多くの方に知っていただくためにも、区への加入の重要性についてあらゆる場面で伝えさせていっていただきました。

この経験で、自助から共助、そして公助へつなぐ必要性を改めて感じたところです。

そこで、近年頻発する自然災害から自分の命と安全を守るための日ごろの備えや、災害の対処などの取り組みについてお伺いします。

質問の要旨になります。

東日本大震災のように市町村の行政機能が麻痺するような大規模広域災害が発生した場合においては、自助、共助および公助がうまくかみ合わない大規模広域災害後の対策がうまく働かないことが強く認識されました。

その教訓を踏まえ平成25年に災害対策基本法に自助および共助に関する規定が追加され、地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から住民・事業者が行う自発的な防災活動に関する「地区防災計画制度」が創設されました。

いつ起こるか分からない災害に対して本市は災害基本法第42条に基づき「笛吹市地域防災計画」を立てて取り組んでいます。

この計画は県をはじめ様々な公共機関などの防災関係機関が全機能を発揮して災害予防、災害応急対策および災害復旧を実施することで市民の生命、身体および財産を災害から保護することを目的としています。

計画で想定している災害は「水害」「土砂災害」「南海トラフ地震、曾根丘陵断層帯地震」「雪害」などに加え突発的な事故への対応もしています。

計画による避難者への支援は南海トラフの被害想定に基づいて、食料については発災から1週間経過した時点における最大避難者数8,005人を対象に、また断水人口1万5,685人分の備蓄も行っています。避難所は指定避難所30施設、臨時代替避難所7施設です。収容人数は4,540人で、市民全員が指定避難所に入れるものではないことになります。そこで日ごろから指定避難所以外でも近くの安全な建物等への避難を考えておくなど、自分での備えが必要となります。

さて、もう一つ重要な視点である避難に支援が必要な方々への支援についてです。

東日本大震災の犠牲者の6割が65歳以上の高齢者で、障害者の死亡率は住民全体の2倍と推計されています。そこで災害対策基本法が改正され高齢者、障害者、要介護者などの避難行動要支援者名簿の作成が義務化されました。また個別の避難計画も作成することになり、令和7年3月末時点の市内の避難行動要支援者数は3,952人、うち個別避難計画作成済みの方は350人と1割に満たない状況です。

先週、6月14日の山梨日日新聞の記事でも、個別避難計画に記載する非難の支援者が決まっていないため、個別避難計画が作成できていない要支援者が多くなり、これらは福祉現場でも大きな課題となっております。

この課題の解決とともに、地域コミュニティでの相互の助け合いがとても重要になっており、地域のことは地域で守るために「地区防災計画」で避難行動要支援者への対応の検討をしている行政区もあると聞いています。

そこで、多くの命を守るために、市および行政区の取り組みと、市民の皆さん自身が日ごろ備えることについてお伺いします。

1. 指定避難所ではなく車中避難や自主的に地区の公民館や地域にある民間の企業や施設などへ分散避難している方の把握についてはどのように考えているかお伺いします。

2つ目、発災後の避難行動要支援者の避難の受け入れについて、市はどのように計画をしているのかお伺いします。

3つ目です。地域のことは地域で守る「地区防災計画」について

①地区防災計画の内容および作成している行政区の数についてお伺いします。

②地区防災計画を作成した行政区で、防災訓練等日ごろから地域の防災力を高めるための独自の取り組み事例があればお伺いします。

③未策定の行政区への今後の取り組みへの支援についてお伺いします。

4. 自分の命は自分で守るための取り組みについて

①市民の皆さんが自分の命を自分で守るために、市としてどのようなことを市民の皆さんへお伝えしているのかお伺いします。

②避難行動要支援者が自分の命を自分で守るために、市としてどのようなことを対象の方へお伝えしているのかお伺いします。

③「マイ・タイムライン」の内容と普及啓発の現状についてお伺いします。

以上です。

よろしく願いいたします。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

小林総務部長。

○総務部長（小林匡君）

荻野陽子議員の一般質問にお答えします。

まず、分散避難者の把握についてです。

行政区の公民館等や行政区が防災協定を締結した民間企業の施設への避難者については、行政区がその数を把握し、市に報告します。

市が防災協定を締結した民間企業の駐車スペースへの避難者については、市がその数を把握します。

次に、発災後の避難行動要支援者の避難の受入れについてです。

平時から個別避難計画において避難先を決めている要支援者については、計画に基づき、避難の受入れを行います。

個別避難計画が未作成の要支援者については、発災後、指定避難所に設置した要支援者スペースにおいて受入れを行い、保健師が要支援者の状態の把握を行い、福祉避難所への搬送など必要な支援を行います。

要支援者の状態に合わせて、福祉事業所への受入れや旅館、ホテル等を避難所として借上げるなどの対応により要支援者の避難の受入れを行います。

次に、地区防災計画についてです。

地区防災計画の内容および計画作成済みの行政区数について、地区防災計画は、防災活動の目標や防災マップ、災害時に地域の中で円滑な防災活動が実施できるよう、防災物品の備蓄や防災訓練の実施計画などの平常時の備え、発災時の区民の安否、被害状況の確認、被災者の救助や救護、指定避難所の運営など、区の役割や初動対応について計画するものです。

ハザードマップを参考に、行政区ごとに想定される災害を確認し、地震災害を基本として、地域特性に応じて水害や土砂災害への対応についても計画します。

この計画を作成した行政区の数は、令和7年3月末時点で、全132行政区のうち、45行政区です。

計画作成済みの行政区における地域の防災力を高める独自の取り組み事例については、地区防災計画の作成をきっかけに、計画を作成した行政区が中心となり、周辺の行政区と連携して勉強会を継続し、防災訓練の検討、一時避難場所開設・運営マニュアルの作成や、民間事業者との防災協定の締結などを行っています。

また、地区防災計画に「防災訓練の企画・運営」を位置付け、区独自で防災訓練を企画し、起震車による地震体験、煙体験、炊出し、水消火器による初期消火体験、区内医療従事者による医療救護所の設置などの訓練を実施した事例があります。

計画未作成の行政区への支援や取り組みについては、今年度当初、各区長会において、市長が自ら地区防災計画の必要性を説明し作成を促しています。

作成意向のあった行政区において、ワークショップを開催し、防災危機管理課職員が出向いて、災害種別に沿った計画のひな形を基に、計画作成を支援します。

次に、自分の命は自分で守るための取り組みについてです。

自分の命を自分で守るため、市民に伝えていることについては、地区防災計画の作成支援、

出前学習会、防災訓練等において、第一に「発災時、自分が無事であることが最も重要である」と伝えていきます。

「自助」に取り組むためには、まず「災害に備え、自分の家の安全対策を講じておくこと」「地震等に遭遇した際の、身の安全の守り方を知っておくこと」「身の安全を確保し、生き延びていくためには、水や食料などの備えをしておくこと」「市民一人ひとりが、ハザードマップを確認し、自宅の災害リスクを認識するなど、自分の周りにどのような災害の危険が及ぶのかを考え、その被害をできるだけ軽減するために必要な対策を講じること」などを伝えていきます。

「避難行動要支援者が自分の命を守るために、市が対象者に伝えていること」については、避難行動要支援者の対象となる全ての市民に通知を送るとともに、要支援者を対象とした出前学習会などにおいて、発災時の避難支援について説明し「要支援者台帳への登録」および「平時の情報共有のための同意」と「個別避難計画の作成」をお願いしています。

また、要支援者の状態に応じて避難の際に必要なものを平時のうちに備えておくように伝えていきます。

マイ・タイムラインの内容と普及啓発について、マイ・タイムラインは、いつ起こるか分からない自然災害に備え、自分自身や家族のとるべき行動について「いつ」「何をするのか」をあらかじめ時系列で整理し、自ら考え命を守る行動に役立てるための計画です。

普及啓発については、防災訓練の際の行政区における計画作成の促進や、地区防災計画の作成支援の際、計画の中に「各世帯でのマイ・タイムライン作成」「区における作成の促進」について位置づけ、マイ・タイムライン作成のための体制づくりに取り組んでいます。

また、出前学習会においてマイ・タイムラインの作成の仕方を防災ボランティアに説明し、ボランティアを介した作成促進や、直接、市民に説明し、作成を行う取り組みを行っています。

以上、答弁とします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

3番、荻野陽子君。

○3番議員（荻野陽子君）

丁寧なご答弁ありがとうございます。

意見を述べさせていただきます。

日ごろからの防災意識の啓発はとても重要です。意識啓発の1つでもある防災訓練については、市民の方から新しいことを取り入れてほしい、救急法やAEDの講習をしてもらえれば、いざというときに役に立つなどのお声をお聞きしております。

独自の訓練をしている行政区があることも知ることができました。今後、各行政区で区民の声を反映した訓練になれば、啓発活動も進んでいくと思います。

また、45の行政区ではすでに地区防災計画が作成され、地域の防災力を高めており、子どもから高齢者まで障がいのあるなしに関わらず、避難行動要支援者も含め、区民の安否確認、被災者の救助や救援などの初動態勢についての行政区の共助の活動が分かりました。

先日、中川区の防災勉強会に参加させていただいてきました。

昨年、中川区地区防災計画を作成し、その中には地区の備品、一時避難所の場所などのほか、組単位の安否確認、防災組織の強化、要支援者の対応と平時からの見守り活動などの活動のことも書かれていました。

避難行動要支援者の状況確認はすでに終了し、今は日中独居の高齢者に民生委員と区長が一緒になって訪問をしていると状況の確認をしているとの報告もありました。

一方で、様々な理由はあると思いますが、区に加入されていない方もおられます。阪神淡路大震災で倒壊した建物から救助された方の8割は、家族および隣近所の方の救助によって命が助けられたと言われており、隣近所との顔が見える関係づくりの重要性をご理解いただければと思います。

どうぞ皆さん、行政区への加入促進に向けた取り組みをぜひお願いしたいと思います。

最後に、一人ひとりが災害時に命を守るために、平時から備えることはとても重要です。まず、このタイムラインを皆さん参照してください。自分とご家族のこと、それらのことをこのタイムラインに沿って記入していただければ意識が高まると思います。

そして、隣近所との顔が見える関係づくりは、今できる災害対策です。自分の命と家族の命を守るための自助、そしてこのタイムラインの普及を議員の皆さん、そして行政の皆さんと一緒に普及していただければ幸いです。

以上で、自然災害から自分の命と安全を守るための取り組みについての質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（神宮司正人君）

以上で荻野陽子君の質疑および質問を終了いたします。

関連質疑および質問はありませんか。

（ な し ）

関連質疑・質問終了いたします。

ここで暫時休憩といたします。

再開は午後1時30分といたします。

ご苦労さまでした。

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時30分

○議長（神宮司正人君）

再開いたします。

次に通告に従い、山田宏司君の質疑および質問を許可いたします。

10番、山田宏司君。

○10番議員（山田宏司君）

清心会の山田宏司です。

質問をする前に、まず一言、昨日の石和町唐柏地内での火災にて、消防署職員、消防団の皆様には迅速な対応と身の危険を顧みず消火活動に当たっていただいたことには大きく感謝をしたいと思います。ありがとうございました。

それでは、議長の許可をいただきましたので、通告に従い質問いたします。

はじめに、学校を取り巻く環境について伺います。

学校を取り巻く環境は、時代の流れとともに大きく変化をしてきました。

その過程で、地域との繋がりの衰退、教職員の長時間労働をはじめ保護者などから教職員へ

のパワハラ、モラハラ、学校への進入暴行事件、登下校中の多重事故などが起きています。

学校内での児童、生徒、教職員の安全の確保。教職員の働く環境の是正。登下校時の児童生徒の安全確保の再検証。地域との繋がりの再構築を行うことが重要であると考えます。

以上を踏まえて以下を伺います。

(1) 地域との繋がりは時代が昭和、平成、令和と進むにつれ徐々に薄れ衰退してきました。

児童生徒のプライバシー保護、知らない人と関わらないなど、児童生徒の安全確保の観点からあいさつや会話をしないことも要因の一つだと考えます。

また、運動会や文化祭など地域の人が入れない、参加できないことも地域との関係性が薄れていく要因ではないかと考えますが見解を伺います。

(2) 近年、ニュースなどでは登下校中の児童生徒の列へ自動車が突っ込み多数のけが人がでるとい痛ましい事故を目にします。

記憶に新しいのは令和7年3月28日に静岡県浜松市での4人死傷事故、令和7年5月14日には埼玉県三郷市で4人がけがをした事故が起きています。

亡くなった児童へ謹んでお悔やみを申し上げるとともにけがをした児童の1日でも早い回復と直近で事故を目撃してしまった児童の心の回復をお祈りします。

ルールを守って登校下校していても起きてしまったこの事故は、学校で出来ることだけでは防ぎきれない事故をどうするか。

学校だけではなくもっと大きな枠組みで対応して、こういう事故に児童生徒が巻き込まれないようにすることが急務だと考えますが見解を伺います。

(3) 令和7年5月8日東京都立川市の小学校で校舎へ進入した男2人に暴行を受け5人の教職員がけがをする事件がありました。

児童の母親と担任教員とで児童間のトラブルの話し合いを行われた後、知人の男性2人が学校へ乗り込み、担任教員などの教職員5人にけがを負わせた事件と報道されています。

話し合いの内容などは報道からは読み取れませんが、学校側の対応は手順に沿って行われたが母親との意識、意見の違いから起こってしまったのではないかと考えます。

今回は教職員が標的でしたが、過去には児童が標的になった事件も起きています。

こういったことから学校内での教職員、児童生徒の安全確保を考えることが最重要だと考えますが見解を伺います。

(4) 教職員の長時間労働の是正は長く課題となっています。

終了時間が決められていますが仕事量の多さから時間外勤務を行わなければならない、それでも間に合わなければ自宅へ持ち帰ることがあります。

それ以外にも父兄からの相談対応、相談の進展によってはパワハラやモラハラを受ける場合もあり、職務の多さとそれ以外の要因で精神を病む教職員もいると聞いています。

教育委員会や学校長などは長時間労働にならないように帰宅を促していますが責任感から仕事を続ける教職員も多いと聞いています。

教職員の労働時間の是正とモラハラ、パワハラ被害への対応について見解を伺います。

○議長 (神宮司正人君)

当局の答弁を求めます。

手塚教育部長

○教育部長（手塚克己君）

山田宏司議員の一般質問にお答えします。

まず、学校と地域とのつながりの衰退についてです。

近年、社会構造の変化や価値観の多様化に伴い、学校と地域とのつながりも希薄化が進んでいる状況です。

児童生徒のプライバシー保護に対する社会意識の高まりや安全確保への配慮、新型コロナウイルス感染症対策による学校行事の見直しなどから、地域の方との交流機会が減少していることは事実です。

しかし、学校と地域とのつながりは、学校教育だけでは得られない多様な経験や視点を子どもたちが学ぶ機会として大事なものです。

そのため、市内の小中学校では、あいさつ運動を通して、地域の方と登下校をはじめ日常的な交流機会を設けるほか、学校運営に地域の方や保護者が積極的に参加し、地域と学校が一体となったコミュニティスクールを設置拡大することで、地域との連携強化を進めていきます。

次に、登下校時の児童生徒の安全確保についてです。

登下校中の交通事故防止については、学校で取り組んでいる交通安全指導に加え、道路環境の改善や地域全体での連携が必要だと考えています。

市では、学校、保護者および笛吹警察署と連携して、通学路危険箇所の抽出や合同点検を毎年実施しています。

この合同点検で確認された未対応の危険箇所については、市土木課や市民活動支援課で対策を行うほか、県や笛吹警察署に対策を要請しています。

また、登下校中の児童生徒が交差点を横断する際に、行政区役員やボランティアの方が黄色い旗を使った交通誘導安全確認を行ってくださるなど、地域の方にもご協力をいただいています。

これらの取り組みを総合的に推進することで、児童生徒の登下校中の交通事故防止を図ります。

次に、学校内への侵入者に対する教職員児童生徒の安全確保についてです。

市では、学校内への不審者の侵入防止対策として、校門や死角になりやすい場所に防犯カメラを設置するとともに、玄関の施錠を徹底しています。

また、児童生徒に対しては、防犯意識を高めるため、笛吹警察署と連携して防犯教室を実施しています。

教職員に対しては、児童生徒の安全だけではなく、自身の安全も確保するため、防犯研修や防犯訓練を実施しています。

今後も児童生徒教職員の安全確保を最優先に、実効性のある安全対策を検討実施していきます。

次に、教職員の長時間労働の是正とモラハラ・パワハラ被害への対応についてです。

市では、教職員の業務負担の軽減および長時間労働の是正を目的に、教職員が行っていた学校徴収金徴収業務の教育委員会への移管や教職員の業務支援を行うスクール・サポート・スタッフの配置を実施しています。今後も、国や県と他自治体等の取り組み事例も参考に、教職員の長時間労働の是正に努めていきます。

保護者との相談対応において、モラハラ・パワハラに発展する恐れがあるときなどは、担当

者が1人で対応するのではなく、学年主任や管理職が加わるなど複数人で対応するほか、市の教育相談室や学校教育課の指導主事が相談窓口となるなど、状況に応じたきめ細かな対応を行っています。

併せて、保護者との相談対応において、モラハラ・パワハラの発生を防ぐために最も大切なのは、日頃から信頼関係を築き、相手の気持ちに寄り添いながら迅速丁寧に対応することであることを教職員間でも意識共有しています。

以上、答弁とします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

山田宏司議員。

○10番議員（山田宏司君）

ありがとうございました。

時代の流れとともに多岐にわたる対応を迫られる中、様々な取り組み事例などを参考として対応を考えて実践していることが答弁をお聞きして分かりました。

そこで、設問3について再質問いたします。

侵入事件などを想定し、児童生徒へは警察と連携し、防犯意識を高めるため、防犯教室を実施している。教職員には、児童生徒だけではなく、自身の安全確保のため防犯研修や防犯訓練を実施しているとありますが、それぞれどのぐらいの頻度で、どのような内容で防犯教室、研修、訓練を行い、防犯意識にどのような変化があったかお伺いします。

○議長（神宮司正人君）

答弁を求めます。

手塚教育部長。

○教育部長（手塚克己君）

山田宏司議員の再質問にお答えいたします。

学校ごとに策定しております危機管理マニュアルに基づいて、毎年、防犯訓練や防犯教室を実施しています。

施設内の施錠の確認、机をドアに寄せてのバリケードづくり、また刺股の使用訓練など、危険意識を持って取り組んでいます。

その結果、防犯意識の高揚につながっています。

以上、答弁といたします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

山田議員。

○10番議員（山田宏司君）

ありがとうございました。

東京都立川市で起こった事件は、報道から推測する範囲ですが、事前に予兆があったのではないかと考えられます。

予兆が顕著になった場合、警察と相談して対応策を考える必要があるのではないかと考えています。

この問題についてちょっと意見が何点かありましたが、その意見は次回の質問に回して、今

回意見は述べません。

次に、設問4で答弁をいただいた中に最も大切なのは、日ごろから信頼関係を築き、相手の気持ちに寄り添いながら迅速丁寧に対応することとありましたが、私もこのことが大変重要であると考えています。こういった意識共有を図っている笛吹市教育委員会は素晴らしいと賛辞を送りたいと思います。

今後も保護者との意見、意思の食い違いをなくすべく、しっかり意思疎通を図って頑張っていたいただきたいと思います。

そうした中で、教職員の長時間に及ぶ労働環境を考えると、日ごろの業務に追われ、向き合い、寄り添い、丁寧な対応をすることで、教職員の負担が大きくなり、精神的肉体的疲労からきめ細やかな対応が損なわれ、その連鎖からトラブルへと発展するおそれがあります。

迅速丁寧な対応を的確に実施するために、教職員の長時間労働のさらなる是正は喫緊の課題と捉えています。

そこで再質問します。

現在も教職員の長時間労働是正への対応は行われていますが、さらなる是正を行うべく、教職員に対し、現場での労働時間の調査、家まで持ち帰り仕事を行っているのか、持ち帰っているならその理由と労働時間、現在行っている長時間労働対策の重要性は、今望むことは何か、自身が考えられる長時間労働の要因は何かなど、細かく教職員の現状を調査し、意見を聞くことが重要だと考えます。

そこで、長時間労働の是正のために現状を把握し、広く意見を聞き取るための調査を新たに行う予定があるかお伺いいたします。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

手塚教育部長。

○教育部長（手塚克己君）

山田宏司議員の再質問にお答えいたします。

教員の勤務実態につきましては、国が毎年実態調査を実施しています。

山梨県においても、2023年度に教職員組合が、2024年度には県の教育委員会によるアンケート調査が行われているところです。

市では、こうした調査結果を各学校と共有しながら現場の状況把握に努めているため、本市独自に大規模な実態調査を新たに実施する予定はありません。

以上、答弁といたします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

山田議員。

○10番議員（山田宏司君）

これについてもいくつか意見を持ってきたんですが、それも次回の質問でしたいと思います。

質の高い教育を行い、学校の働く環境をより良くしていくことが今後、笛吹市の教育現場にとっては重要です。

学ぶ生徒、働く教職員、育てる保護者、見守る地域の方々、大きく見守り指針を示す行政とのさらなる連携意思疎通を図り、笛吹市の学校教育のために邁進していただきたいと思います。

たいと思います。

次に、障がいのある人たちの働く環境と暮らしについてお伺いします。

障がいのある人たちが支援学級などを卒業し、社会に出て暮らしていくためには、仕事をして収入を得ていく必要があります。

全ての業種が選択肢とはならない場合があるでしょうが、特性に合った仕事を見つけて働くことが大切だと考えます。

政府も障がい者雇用促進法を制定し、「障がい者の日常生活および社会生活を総合的に支援する」とし、様々な支援や助成を行っている中で農林水産省でも「農福連携」の推進し、「障がいのある方の就労や生きがいつくりの場を生み出すこと、担い手不足と高齢化による農業分野等の新たな働き手の確保につながる」としています。

暮らしでは、自宅で生活できる人と施設で生活をしている人がいます。自宅生活では身近にいるので寂しさはないのですが、親の高齢化にともない生活の補助に苦勞している、施設生活では生活の補助はしなくてよいが別々に暮らしているために寂しさを感じると聞いています。

県外ではそうしたニーズに応えるため、親と同居し仕事もできる施設ができてはじめています。

子どもが仕事をする姿を見ながら暮らせることの喜びを感じるために、自宅を手放し同居を希望する親もいるそうです。残念ながら山梨県にはそういった施設はまだありません。

以上を踏まえてお伺いします。

(1) 本市の職員、非正規職員の障がいのある方の雇用は何人で全体の何%か伺います。

(2) 本市の職員採用では障がい者雇用枠があるのか伺います。

(3) 本市に住民票のある障がいのある方の人数と、そのうちで就労している人数と割合をお伺いします。

(4) 市内企業の障がいのある方の雇用状況を把握しているか伺います。

(5) 市内での障がい者向け施設で障がいのある方が仕事をしている施設数と人数を伺います。

(6) 市内へ障がいのある方と親が同居して仕事ができる施設の誘致を行う考えがあるか伺います。

(7) 本市の農福連携の推進への取り組みについて伺います。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

岩間保健福祉部長。

○保健福祉部長（岩間正剛君）

山田宏司議員の一般質問にお答えします。

まず、笛吹市の職員、非正規職員で障がいのある人数等についてです。

令和7年6月1日現在、本市の正規職員は410人であり、そのうち障がいのある職員は13人で、3.17%です。

障がい者雇用率の算定対象となる職員は、雇入れのときから1年を超えて勤務する者とされていることから、これに該当しない会計年度任用職員については、障がいの有無は把握していません。

次に、職員採用における障がい者枠についてです。

障がい者の雇用枠はありませんが、職員募集において障がい者の試験区分を設けています。

次に、障がいのある方の人数とそのうちの就労者数および割合についてです。

本市に住民登録している障がいのある方の人数については、令和7年4月1日現在、身体障害者手帳所持者が3,065人、療育手帳所持者が624人、精神保健福祉手帳所持者が696人、計4,385人です。

また、就労している人数と割合については、個別の調査などを行っておらず、全体の数値は把握していないため、障害福祉サービスの一つである「就労継続支援サービス」の受給者数でお答えします。

就労継続支援サービスは、一般企業などで働くことが難しい方に対して、就労に必要な知識や能力向上の訓練を行うサービスで、事業者と雇用契約を結ぶA型事業所と、事業者と雇用契約を結ばないB型事業所があります。

令和7年4月1日現在、就労継続支援A型の受給者は38人、B型の受給者は203人、合計241人です。

手帳所持者4,385人に対する割合は、5.5%となっています。

次に、市内企業における障がいのある方の雇用状況についてです。

市内の企業における障がいのある方の雇用状況は、労働局の所掌事務であるため、市では把握していません。

次に、障がいのある方が就労している施設数と人数についてです。

令和7年4月1日現在、市内の就労継続支援A型事業所は2事業所で、就労している人数は45人です。

また、就労継続支援B型事業所は8事業所で、就労者数は98人です。

次に、障がいのある方と親が同居して仕事ができる施設の誘致についてです。

県外には、障がいのある方の「親亡き後」を見据え、障害福祉サービスを利用する当事者であること、介護保険サービスを利用するその親がともに支援を受けながら同居できる共生型グループホームで、日中活動として就労支援を行うことができる事業所があることは承知をしており、新しい支援のあり方として注視しているところです。

市が主導してこのような事業所を誘致する考えは、現在のところありませんが、当事者やご家族の意見、先進事例などを参考にしながら研究していきます。

次に農福連携の推進についてです。

農福連携とは、農業と福祉が連携し、障がい者の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障がい者の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取り組みです。

県は、農福連携の推進を図るため、平成30年4月に「農福連携推進センター」を設置し、農業者と障害福祉サービス事業者をつなぐマッチング支援などを行っています。

本市では、農家の方からの問い合わせにより、農福連携推進センターを紹介し、マッチングを推進しており、今年度は、市内5件の農家とのマッチングに取り組んでいます。

取り組みを進めるに当たっては、市内で農福連携に取り組んでいる障がい福祉サービス事業者が少ないこと、障がい者の適性や能力と、農家が必要とする作業内容とが必ずしも一致しないことなどから、マッチングが難しい一面もあります。

しかし、障がい者が農作業に携わることで、収入の増加だけでなく、やりがいや社会とのつながりを実感できる貴重な機会にもなります。

また、農家の人手不足の解消も期待されることから、農業を主要産業の一つとする本市にとっ

て、注目すべき取り組みであると考えています。

このため、市では、今後も農福連携推進センターや、地域自立支援協議会などの関係機関と連携を図る中で、農福連携の取り組みを推進していきます。

以上、答弁とします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

山田議員。

○10番議員（山田宏司君）

ありがとうございました。

障がいのある方の就労は、一般の企業等で雇用されて働いている、いわゆる一般就労と障害者総合支援法に基づく就労型福祉サービスに分かれます。

障害者雇用促進法は、一般就労を促進する法律で、障がいのある方の法定雇用率を定めています。

また、就労型福祉サービスとしては、就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型・B型）のほか、障害者総合支援法の平成28年改定により就労定着支援が創設されました。

障がいのある方の働く機会をつくり、提供していくことも、今後、行政運営の柱の一つになっていくのではないかと考えますので、今後ともよろしく願いたいと思います。

質問はないんですが、意見として設問6と7について述べさせていただきます。

障がいのある方と親の同居できる施設誘致については、あるお母さんから「子どもと一緒に暮らせて働く姿を見守られる施設があったらいいのよね。そんな施設があったら、自宅を手放してでも一緒に暮らしたい」というお話を聞きました。

こういった施設は全国的に見てもまだ数が少なく、近隣で調べて分かった範囲では、東京都府中市に1件ありました。これから先、需要とともに少しずつ増えていくと考えられますが、ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち～を掲げるわが笛吹市こそ、山梨県で初めての施設を誘致すべきと考えます。

次に、農福連携についてです。かなり丁寧な答弁をいただきました。

その中で、市内5軒の農家に取り組んでいるとありましたが、数字が多いか少ないかと数で捉えるのではなく、5軒の農家が実際に就労をしていることが重要だと考えています。

ちょっと長くなるので時間もないので省きます。

それらを活用して農福連携を推進するとともに、新規就農へつなげることも今後必要になってくるのではないのでしょうか。

笛吹市の重要な基幹産業の維持発展のために、さらなる研究を行い、生かしていくことが重要であると考えます。

農業と福祉の連携したモデル地域、先進地域となれる器が笛吹市にはあります。それが実現したときには、市長の掲げるハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち～の完成形へまた一歩近づくのではないかと考えています。

今後さらに研究していただき、農福連携の推進に取り組んでいただきたいとお願いして、私の質問を終わります。

○議長（神宮司正人君）

以上で、山田議員の質疑および質問を終了いたします。

関連質疑および質問はありますか。

(な し)

関連質疑および質問を終わります。

次に通告に従い、鈴木駿一君の質疑および質問を許可いたします。

6番、鈴木駿一君。

○6番議員（鈴木駿一君）

煌・フォーラム21の鈴木駿一です。

議長の許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。

今回は、1問のみの質問となります。

冒頭ではございますが、昨日の火災では笛吹市消防本部の迅速な対応、甲府地区消防本部の応援、平日にも関わらず、笛吹市消防団員の出動をいただき、同志の皆さまに感謝いたします。

私も、一団員として消火活動に当たりましたが、本来であればあってはならないことですが、ここぞという時の日ごろからの訓練や活動は、発災時の現場でのコミュニケーション、連携に関わるものであり、大切であると改めて実感しました。

また、本日は、猛暑日予想ですが、梅雨が明けると笛吹市の観光シーズン真っ盛りになります。世界農業遺産として認められた自然の中で、丹精込めて作られた果物、日本で唯一の甲冑、盆地の夜空を彩る花火、笛吹市から河口湖、日本一の富士山、どこまでも続く青空、景色を見ることができる富士山ツインテラス、市内各地で開催される伝統的な祭り、イベント、笛吹市の魅力がぎゅっと詰まったシーズンになります。笛吹市の賑わいの創出に向け、市内観光事業者とともに連携し、集客や周知に尽力していきます。

それでは、質問に入らせていただきます。

私からは、子どもの居場所づくり推進および確保に向けた市の取り組みについてです。

連日、新聞記事、ネットニュース等を見ますと、子育てや教育というワードの記事を見ない日はほぼありません。

本市においては、令和6年7月、笛吹市では「こどもまんなか応援サポーター」となることを宣言し、本年3月には「笛吹市こども計画」を策定し、子どもの権利を保障するとともに子どもたちが健やかで幸せに成長できる社会の実現、地域の将来を担っていく子どもたちを地域全体支えていく取り組みを推進しています。

今定例会では、山下市長から人口減少対策を最重要課題と位置づけ、歯止めをかけるために子育て支援施策については特に力を入れているという、想いのこもったお言葉もありました。

その中で、子どもの居場所づくり推進や確保に向けた市の取り組みについて伺います。

はじめに、子どもの居場所づくり推進および確保に向け現在行っていることを伺います。

次に、子どもの居場所づくりのために今後、市が行っていくこと、またそれを行うにあたり、現状の課題を伺います。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

田中子供すこやか部。

○子供すこやか部長（田中暁子君）

鈴木駿一議員の一般質問にお答えします。

まず、子どもの居場所づくりの推進および確保についてです。

現在、地域とのつながりの希薄化、少子化の進行などにより、子ども同士が遊び、育ち、学び合う機会が減少しており、「子どもが地域コミュニティの中で育つ」ことが以前よりも難しくなっています。

こうした背景の下、国では、子どもの居場所づくりを推進していくため、令和5年12月に「こどもの居場所づくりに関する指針」を閣議決定しました。

その指針では、子どもにとって居心地が良いと思えるものであれば、どんな場所、時間、人との関係性であっても子どもの居場所となり得るとしています。

子どもの居場所づくりは、子どもの孤立や孤独の防止、学びや成長の機会の提供、地域のつながりで見守り体制の構築などの場になるため、本市においても推進しているところです。

市の取り組みの中で主なものを挙げると、遊びを通じて子どもの健全な育成を図る児童館・児童センター、放課後における児童の健全育成を図る放課後児童クラブ、地域の方々の参画を得る中で学習や様々な体験・交流活動を行う放課後子ども教室、不登校の子どもたちの居場所となる教育支援センター「ステラ」、そのほか各学校内においても教室に入れない児童生徒に対して相談室や空き教室等を活用した支援スペースを設けるなど、様々な場所において、子どもたちの居場所づくりを推進しています。

また、令和5年度には甲斐ゼミナールと協定を締結し、甲斐ゼミナール石和教室内に不登校の子どもたちの学習支援を行う場を新たに設置し、さらに令和6年度には芦川地域内で初となる学童保育施設を整備するなど、新たな居場所の確保にも注力しています。

一方、市内には、地域住民等による民間主体の取り組みとして、子どもたちへの学習支援や屋外遊びの場、子どもたちに無料または安価で栄養のある食事や暖かな団らんを提供する子ども食堂などの場が複数あり、そこに通う子どもたちにとって大切な居場所となっています。

市の広報紙に「こどもまんなか宣言」に関係する取り組みを紹介するコーナーを設け、その中で、子ども食堂などの活動に関する記事を掲載し、居場所を必要とする子どもに向け広く情報発信をしています。

次に、子どもの居場所づくりに向けた今後の取り組みと現状の課題についてです。

現状の課題としては、全ての事業において、現場を運営する担い手の不足があげられます。

また、民間主体の活動においては、担い手の不足に加えて、運営資金の調達も課題となっており、事業を継続していくために苦勞していると聞いています。

今後の取り組みとして、市が主体となって行う事業においては、子どもの声を聴き、子どもの視点に立ち、多くの子どもたちにとって、安心して、居心地が良いと感じられるような居場所づくりについて、ハード、ソフトの両面から検討していきます。

また、民間主体の活動に対しては、立ち上げや運営の相談に対応するほか、必要に応じて関係部署につなぐなど、積極的に支援していきます。

以上、答弁とします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

鈴木議員。

○6番議員（鈴木駿一君）

丁寧なご回答をいただきましてありがとうございました。

意見となりますが、述べさせていただきます。

子どもの居場所づくりの推進、また新たな居場所づくりの取り組み、本市としても注力しているということで、今後もこれからを担っていく子どもたちの笑顔のために取り組んでいただきたく思います。

また、現状の課題として、担い手不足や運営資金の調達についての課題が挙げられました。

先日6月10日付の山梨日日新聞一面にて、子ども食堂の開設活動継続に関する支援を行うコーディネーターを設置し、食料や生活用品が安定的に提供される体制の構築を山梨県が行っていくという記事もありました。

答弁にもありましたとおり、笛吹市としても民間との連携をとっていき、活動が持続できるよう支援していただければと思います。

本市における子育て支援については、山下市長が注力し、様々な施策を考え、実行しております。

人口減少対策は本市だけの課題ではなく、本県、ひいてはわが国の課題であります。減っていくグラフをいかに緩やかにしていけるか、歯止めをかけられるか、また、笛吹市でしかできない取り組みにいかにかチャレンジしていくかが大切であると考えます。

「笛吹こどもまんなか」みんなで育むまちづくりを言うのであれば、私たち大人が本気で真剣に、笛吹市のこれからを担っていく子どもたちのために何ができるのか、考えていかなければなりません。

子供すこやか部だけの課題ではなく、庁内全てがこの課題に取り組んでいく必要があると考えます。

先の答弁では、教育委員会の取り組み、広報での情報発信に関しての取り組みもあったかと思えます。これから先、例えば居場所づくりの確保として、商工会と連携した子ども応援サポート飲食店や、総合政策では子どもたちの意見を聞き、施策や声を形にできるような子ども議会の開催、庁内のつながり連携を意識した若手職員によるプロジェクトチームを創設し、本市の未来像を描いていくことなど、ソフト面でできることはまだまだたくさんあるはずです。

「こどもまんなか」の真ん中の部分に笛吹市らしい色を付け、このまちで生まれてよかった、このまちで学べてよかったと思える環境を整えていくことが使命だと私は思っております。

成長の過程で、もちろん本市から出ることもあると思えます。ただ、そのときに、また笛吹市で過ごしたいと思ってくれるかどうか、今この状況にいる私たちが決して人ごとと思うことなく、根気強く知恵の投資をしっかりとしていく。笛吹市全体で取り組んでいき、子どもたち、子育て世代が住みやすい、過ごしやすいまちづくりをしていくこと、人づくりこそが最大のまちづくりだと最後にお伝えし、笛吹市の宝である子どもたちの笑顔のため、子育て世代の安心のために取り組んでいただければと思います。

当局におかれましては、丁寧なご回答をいただきましたことを感謝申し上げ、私の質問を終了させていただきます。

ありがとうございました。

○議長（神宮司正人君）

以上で、鈴木駿一君の質疑および質問を終了いたします。

関連質疑および質問はありますか。

（ な し ）

関連質疑および質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

再開は午後2時30分といたします。

休憩 午後 2時15分

再開 午後 2時30分

○議長（神宮司正人君）

再開いたします。

次に通告に従い、三枝賢治君の質疑および質問を許可いたします。

2番、三枝賢治君。

○2番議員（三枝賢治君）

煌・フォーラム21の三枝賢治です。

議長の許可をいただきましたので、通告に基づき一般質問をさせていただきます。

まず、昨日の火災対応におかれましては、消防本部、消防団、関係各位のご尽力に、改めてお礼申し上げます。

あの黒煙を見ると、大災害にならないかなと心配しておりましたが、普段の消防職員ならび消防団員の訓練の賜物だと感じております。

それでは質問させていただきます。

まず、農業振興事業について伺います。

山下市長は、市の将来像、ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち～の実現に向け、基本目標の一つに「幸せ実感にぎわいあふれるまち」を掲げており、地域の資源を掘り起こし磨き上げることにより、農業や観光業の活性化を図るとともに、創業しやすい環境を整備し、にぎわいあふれるまちづくりを目指すとしています。

その中で、「実り豊かなブランド農林業づくり」として、農業経営の安定化を図るため、収入保険の加入促進を進める。

農業の担い手を育成し、地域農業の活性化と持続可能な発展を促進するため、引き続き農業塾を推進する。

J Aふえふきや農業委員会と連携しながら、担い手の育成に取り組むとともに、新規に就農を始めた方について、就農当初の営農活動を支援するための取り組みや、スマート農業、外国人材の活用など、新たな試みも行っていくとしています。

また、笛吹市を含む峡東地域は、令和4年7月「峡東地域の扇状地に適応した果樹農業システム」として、世界農業遺産に選定されてから、3年が経過しております。

そこで次のとおり質問いたします。

(1) 市では、収入保険の加入促進に向け、昨年度、収入保険に係る補助制度の見直しを行いましたが、令和6年度現在の収入保険加入者数およびそのうちの新規加者数、当該補助事業の実績について伺います。

また、さらなる加入促進に向け、今後、事業をどのように周知していくのか伺います。

(2) 農業塾では、農業者や就農希望者などを対象とした就農や経営の相談が、令和7年1月末までに約170件あったほか、果樹栽培に関する講習会には、延べ1,300人以上の方が受講するなど、就農希望者や農業従事者等の相談窓口として、多くの方に利用されているとのことですが、農業塾への参加者のうち新規就農者はどの程度いるのか伺います。

また、今後、農業塾の開催内容や、運営方法、周知方法を伺います。

(3) 現在、農業従事者の高齢化や担い手不足等により、遊休農地や耕作放棄地が増加している現状にあると思います。農業後継者や担い手確保について、現在の取り組み状況と今後の取り組みについて伺います。

(4) 世界農業遺産としてのブランド価値を高めていくためには、甲州市、山梨市とこれまで以上に連携した事業展開が必要と考えますが、今後の取り組みについて伺います。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

河野産業観光部長。

○産業観光部長（河野英明君）

三枝賢治議員の一般質問にお答えします。

まず、収入保険加入数と新規加入数、補助事業の実績についてです。

収入保険については、自然災害で収入が減少した場合だけでなく、果樹等の農産物が盗難被害にあった場合や価格低下による収入の減少についても保険の対象となるものの、加入時の積立金が高額であることが、加入が進まない一因であったため、市では令和6年度から、加入時の積立金の3分の1を補助することとし、農業者の負担軽減を図ることで、収入保険への加入促進に取り組んでいます。

令和6年度における収入保険加入数は472経営体、うち新規加入は100経営体であり、令和5年度の新規加入数から38経営体増加しました。

補助事業の実績については、98経営体から補助申請があり、913万円を補助しました。

さらなる加入促進に向け、受けられる補助金額の目安を例示するなど、市の補助制度の内容を分かりやすく説明するためのパンフレットを作成し、JAふえふきおよびJAフルーツ山梨、保険業務を取り扱っているNOSAI山梨と連携して周知を行います。

次に、農業塾の講習会利用者のうちの新規就農者数ならびに農業塾の開催内容、運営方法および周知方法についてです。

農業塾が開催する各種講習会については、令和3年度から令和6年度までの4年間で1,162人が受講しており、そのうち新規就農者は73人です。

今年度は、指導農業士や県の協力の下、各種講習会を40回以上計画しており、就農相談については引き続き随時対応しています。運営方法については、これまでと同様に市、市農業委員会、JAふえふきの3者による連携推進協議会において事業計画、予算の編成を行い、笛吹市役所本館1階にある農業塾総合窓口には、2人のコーディネーターを配置しています。周知方法については、各種営農相談、新規就農面談および講習会などの内容を、市のホームページへの掲載や広報紙へのチラシの折り込み等により行っています。

次に、農業後継者や担い手確保についての取り組み状況と今後の取り組みについてです。

市では、独自の事業としてIターンによる就農者に対して最大で200万円の補助金を交付するほか、Uターン、転職等による就農者に対し、最大100万円の補助金を交付する新規就農者支援事業や、新たに親などに加わって就農しようとする農家の後継者について、市内で継続して営農することなどを条件に、その世帯に対し毎月3万円の補助金を最長5年間交付する新規就農農業後継者支援事業を実施しています。

また、国による認定新規就農者の機械、施設等の導入支援や農業経営開始資金の支援、県の

親元就農促進支援事業など、各種事業を活用しながら、担い手の育成、支援に取り組んでいます。

今後は、J Aふえふきが設立した農業法人と連携し、新規就農者の技術面等を実践的にサポートする体制づくりといった、安定した経営を支援する取り組みなどについても検討していきます。

次に、世界農業遺産の今後の取り組みについてです。

本市と甲州市、山梨市、山梨県で構成する峡東地域世界農業遺産推進協議会では、これまで実施してきた小中学校での学習会や果樹園での生き物観察会、甲州式ブドウ棚講習会の開催、世界農業遺産フェスティバルの開催に引き続き取り組んでいます。

さらに今年度は、世界農業遺産をテーマとした小学生の自由研究コンクール、世界農業遺産と観光を連携させた観光モデルコースの作成、ボランティアガイドの育成に取り組むこととしています。

今後も、峡東3市および県が連携しながら世界農業遺産の保全と活用を行う中で、地形や気候に適応し何世代にもわたり継承されてきた伝統的な農業文化と、四季折々の美しい農村景観など、峡東地域の扇状地に適応した果樹農業システムの歴史と特徴、さらに地域で栽培された農産物の優れた品質を広く発信し、ブランド価値の向上に向け取り組んでいきます。

以上、答弁とします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

三枝議員。

○2番議員（三枝賢治君）

丁寧かつ前向きな答弁をありがとうございます。

再質問はありません。

一言を述べさせていただきます。

農業は本市の基幹産業ですが、農家数、経営耕地面積はともに減少しています。その中でも、桃・ぶどう日本一の郷を維持しており、ふるさと納税返礼品としても人気上位のシャインマスカットの生産地としても高い水準を維持しています。

しかし、桃・ぶどう日本一の郷、世界農業遺産を維持するためにも、新規就農者数が増え、若者や女性が安心して働けるような環境をつくり、農家数、経営耕地面積が増えるよう、J Aふえふきや農業委員会、観光事業者とも連携し、農業振興事業を推進し、品質の高い笛吹ブランドを確立し、収益の上がる農業経営が実践できるよう、さらにご支援よろしくお願いします。

続いて、上下水道管路の老朽化および耐震化について伺います。

1月28日に埼玉県八潮市で下水道管路の破損が原因と考えられる道路の陥没にトラック運転手が巻き込まれ、死亡するという大変痛ましい事故が発生し、加えて、約120万人の方々が、下水道の使用自粛を求められるなど、重大な事態が発生しました。

また、2月には大阪府堺市で、水道管が相次いで破損し、周辺地域が断水しただけでなく、水圧により道路の一部が盛り上がり、周辺道路の交通規制を行うなど、管渠の老朽化に伴う事故が各地で発生しております。

これらの事故については、対岸の火事とするのではなく、本市においても発生の可能性が否定できず、自分事として重く受け止めるとともに、上下水道の管理の困難さや、万一の事態が

生じた際の市民生活への影響の大きさを再認識しなければならないと感じております。

そこで次のとおり質問させていただきます。

(1) 上下水道管の老朽化は、安全かつ水の供給および汚水処理を脅かす重大な問題です。本市において、上下水道管の敷設替え工事や維持管理については、どのような基準で行っているのか伺います。

(2) 第二次笛吹市総合計画実施計画においては、強固なライフラインの確保のために、具体的施策として「災害に強い上下水道の整備」を挙げています。現在の上下水道の耐震化率について伺います。

(3) 市では、下水道管路の腐食による陥没事故や水道管破裂による事故等が発生した場合の対応について、マニュアル等はあるのか、また、そこにはどのように定めているのか伺います。

(4) 自然災害の頻発や激甚化に備えるためには、老朽化した施設を計画的に更新、耐震化していく必要があると考えます。上下水道の老朽化や耐震化に係る今後の取り組みについて伺います。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

佐藤公営企画部長。

○公営企業部長（佐藤みのり君）

三枝賢治議員の一般質問にお答えします。

まず、上下水道管の布設替工事や維持管理の基準についてです。

水道事業では、水道管の法定耐用年数40年と管路の配水量を基準としています。下水道事業では、下水道管の法定耐用年数50年と流量を基準としています。その他、上下水道管ともに、漏水等が発生した箇所については、耐用年数等の基準にこだわらず、管の損耗に応じて、布設替えや補修といった対応を行っています。

次に、上下水道管の耐震化率についてです。

水道管については、市内に布設されている水道管の基幹管路、導水管、送水管、配水本管の31.7%が耐震化されています。下水道管につきましては、マンホールを含め、公共下水道の管路の84.7%が耐震化されています。災害に強い上下水道に向け、耐震化を計画的に進めています。

次に、事故が発生した場合の対応についてです。

本市の上下水道事業には、大口径の管路が整備されていないため、八潮市で発生した大規模な道路陥没等を想定したマニュアルはありませんが、水道管の漏水や下水道管からの汚水流出等が発生した場合の対応について、道路管理者や工事業者への連絡方法、現場対応の方法をとりまとめ、職員で共有しています。

次に、上下水道の老朽化や耐震化に係る今後の取り組みについてです。

水道事業では、老朽化した水道管を、布設替えの際に耐震管に更新するほか、配水池等の水道施設についても、耐震補強工事を計画的に進めています。

下水道事業では、総合地震対策計画に基づき、緊急輸送路の管渠の耐震化を行うほか、マンホールポンプ等の下水道施設については、本年度策定するストックマネジメント計画で優先順位を明確にした上で、計画的に老朽化対策を進めていきます。

以上、答弁とします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

三枝議員。

○2番議員（三枝賢治君）

丁寧な答弁ありがとうございます。

再質問はありません。

意見を述べさせていただきます。

本市においては大口径管路が整備されていないから、道路陥没等を想定したマニュアルがないということですが、管の大小や被害の大小、上水道管、下水道管などに関係なく、道路の陥没など、一度事故が発生すると、市民生活に多大な影響を及ぼすばかりではなく、人命にかかわる事故になることは明らかです。

事故発生時に速やかに対応できる初動体制マニュアル、緊急時の復旧活動を行う復旧対応マニュアルの作成や道路管理者や警察消防との連絡体制、マニュアルなどを早急に策定していただき、市民生活に与える影響を最小限に防げるようお願いいたします。

上下水道事業の布設替え工事や新設などの事業を行っていく上で、財源の確保も重要です。

市民の皆さまの節水や家電などの進化により、水道使用量が少なくなり、水道料の減少により財源が減少しているのも現状です。

財源の確保が難しい状況だとは思いますが、山下市長には上下水道事業費を多く確保していただき、災害に強い上下水道の整備を推進していただきたいと思っております。

また、ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち～で挙げる、幸せ実感100年続くまちの快適な生活環境づくりに挙げておる、5項目のSDGs目標の6. 安全な水とトイレを世界中に、14. 海の豊かさを守ろうなどを達成するためにも、下水道管の普及が大切だと思っております。

布設が未施工の箇所を早く施工していただき、河川への汚水流出を防ぎ、SDGsの目標が達成できるようお願いいたします。

以上で質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（神宮司正人君）

以上で、三枝賢治君の質疑および質問を終了いたします。

関連質疑および質問はありませんか。

（なし）

関連質疑および質問を終わります。

次に通告に従い、河野智子君の質疑および質問を許可いたします。

11番、河野智子君。

○11番議員（河野智子君）

日本共産党の河野智子です。

議長の許可をいただきましたので、通告に従い質問いたします。

はじめに、清風美術館の今後についてです。

4月22日の全員協議会で、笛吹市文化施設のあり方に関する検討委員会報告書についての

説明がありました。

文化施設について検討するきっかけとなったのは、市の個別施設計画において、「青楓美術館の機能を春日居郷土館へ集約し、建物を除去すると」の方針が出され、地元一宮町の方々を中心に青楓美術館を残してほしいとの声が上がリ、「青楓美術館の存続を求める会」より6,522筆の署名が提出されたことにあります。

そこで、特定の施設だけでなく、笛吹市内の文化施設のあり方について総合的に検討するため、検討委員会が設置されました。

約7カ月の検討を経て出された報告書では、望ましい文化施設のあり方として、青楓美術館については、「多くの方に美術品に触れ、親んでもらえる市立美術館を目指し、津田青楓の作品を核とした展示を行い、日本画家穴山勝堂など、本市の偉人やゆかりのある作家の作品も展示・紹介し、その成果を市民や観光客等と共有できる施設を整備することが望ましい」としています。

報告書と同時に示された検討想定スケジュールでは、6月半ばまで庁内で方針、方向性を検討し、11月まで具体的整備内容を検討し、12月には来年度当初予算反映となっています。

議会への報告はスケジュールに入っていますが、美術館・博物館運営協議会や市民への説明等の日程は記されていません。そこで伺います。

(1) 政策課を中心に庁内で検討する「方針・方向性」とは何か。主に文化財課で検討する「具体的整備内容」との境はどこでしょうか。

(2) 市が所有している美術品の作者と作品数は。

(3) 現在その美術品はどこに保管されているでしょうか。保管は適切に行われ、劣化を防ぐための対策がされているでしょうか。

(4) 新たに市立美術館を整備するのか、既存施設を残すのかを含め、場所や建物、美術館のコンセプト、運営はどうするのかなど、検討すべきことが多く、予算にも関わることであり、検討期間が約半年では短いのではないのでしょうか。

(5) 6,522筆の署名が提出され、青楓美術館の現地存続を求める声が多い中で、今後の青楓美術館に関する動向を気にかける市民がいます。市民に対し説明の機会を設けるべきと思いますが、考えているでしょうか。考えているとすると、いつごろでしょうか。

(6) 具体的整備内容については、主に文化財課で行うことになっていますが、検討時には美術館・博物館運営協議会や美術愛好家など多くの方からの意見を聞くべきと考えますがどうでしょうか。

(7) 寄贈された作品の保管、展示の場を整備することは喫緊に必要です。しかし、市立美術館には作品の保管と活用だけでなく、地域住民の生涯学習の機会提供や美術教育の向上などが求められると思いますが、そのような方針も含まれているでしょうか。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

小澤総合政策部長。

○総合政策部長（小澤宏之君）

河野智子議員の一般質問にお答えします。

まず、方針・方向性と具体的整備内容についてです。

「方針・方向性」については、笛吹市文化施設のあり方に関する検討委員会の報告書を踏ま

え、市が目指す文化施設のあり方についての基本的な考え、展望などを示すものです。

一方、「具体的整備内容」については、決定した方針・方向性の具現化に向け、各施設をどのように整備していくかを示すものです。

次に、市が所有している美術品の作者と作品数についてです。

市では、津田青楓の作品1,101点、御坂町出身の穴山勝堂の作品15点、笛吹市にゆかりのある高野史静の作品65点、横尾木鶏の作品54点、石原益男の作品14点、半田強の作品7点、宮本和郎の作品を7点など、91人の作者1,421点の作品を所有しています。

次に、美術品の保管場所と劣化を防ぐための対策についてです。

市が保有する美術品は、青楓美術館の収蔵庫や学びの杜みさか等で保管しています。劣化を防ぐために最も有効な対策は、湿度や温度を調整できる収蔵庫で保管することですが、収蔵庫は青楓美術館以外にはなく、その収蔵量も限界に達しようとしています。

次に、検討期間についてです。

市では、令和3年3月に個別施設計画文化施設編を策定し、青楓美術館をはじめとする文化施設の施設配置の考え方や管理に関する基本方針を示しました。

その後、青楓美術館については、美術館運営協議会においても様々なご意見をいただく中で、検討を進めてきました。

令和6年度には、学識経験者や関係団体の代表者で構成する「笛吹市文化施設のあり方に関する検討委員会」を設置し、青楓美術館を含めた文化施設全体のあり方について、8カ月間にわたる検討の中で、様々なご意見をいただきました。

そして、令和7年3月に検討委員会から報告書を提出していただきました。

市ではこのように長い時間をかけて検討を進めてきており、今後決定する方針・方向性の具現化を早期に進めるためには、予定しているスケジュールは適当であると考えています。

次に、市民への説明の機会、美術館・博物館運営協議会や美術愛好家などからの意見の聴取についてです。

具体的整備内容の検討の過程においては、必要に応じて美術館運営協議会や博物館運営協議会からのご意見も聞きながら、市としての考え方などをまとめることを想定しています。

現時点では、市民説明会等の開催は想定していません。

次に、地域住民の生涯学習の機会提供や美術教育の向上についてです。

本市では、第二次笛吹市総合計画における施策の一つに、「人と文化を育むまちづくり」を掲げており、その中で生涯学習の推進や芸術、文化の振興に取り組んでいます。

文化施設は「人と文化を育むまちづくり」の一翼を担う施設と考えており、活用に当たっては、当然、生涯学習の推進や美術教育の向上などにも寄与する施設となるよう検討を進めているところです。

以上、答弁とします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

河野智子議員。

○11番議員（河野智子君）

5問目の回答で、現時点では市民説明会等の開催は想定していないということですが、文化施設のあり方について検討する検討委員会が設置されるきっかけとなったのは、市の個別施設

計画において、「青楓美術館の機能を春日井郷土館に集約し、建物を除去する」との方針が出され、地元一宮町の方々を中心に青楓美術館を残してほしいとの声が上がリ、「美術館の現地存続を求める会」より6, 522筆の署名が出されたことにあります。6, 522筆というと、笛吹市民の約1割に当たります。これだけの署名を集めるには、相当の熱意がなくてはできないことです。青楓美術館の現地存続を求める会の方々に対し、検討委員会の結論がどうなったのか説明する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（神宮司正人君）

答弁を求めます。

小澤総合政策部長。

○総合政策部長（小澤宏之君）

河野智子議員の再質問にお答えします。

市では、特定の施設についての議論に焦点が当てられてしまっている現状にあったことを踏まえ、市内の文化施設全体のあり方を総合的に議論するため、検討委員会を立ち上げて検討を進めてきました。

検討委員会の報告書には、このような過程を経て作成していただいたものですので、現時点において特定の団体に対し、その内容を説明する考えはありません。

なお、検討委員会の報告書は、後日、市ホームページにも公開しますので、そちらで確認することができます。

以上、答弁とします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

河野智子議員。

○11番議員（河野智子君）

今回の文化施設のあり方についての検討は、清風美術館、八代郷土館、春日居郷土館、旧小林家土蔵について行われ、これらの施設を整備するに当たり、方針や具体的な内容を市民に知らせる必要があると思いますが、どのように広報していくのかお聞きします。

○議長（神宮司正人君）

答弁を求めます。

小澤総合政策部長。

○総合政策部長（小澤宏之君）

河野智子議員の再質問にお答えします。

方針・方向性および具体的整備内容ともに、議会での報告はもちろんのこと、市ホームページに掲載するなどして、市民の皆さまにもお知らせしてまいります。

以上、答弁とします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

河野智子議員。

○11番議員（河野智子君）

笛吹市にゆかりのある方々の作品を数多く所有しているということが分かりました。

市はこれらの作品を後世に残し、多くの方に見ていただけるような環境整備をする必要があ

ると考えます。

市立美術館を整備する場合は、美術品の展示・保管だけでなく、市民が美術に親しむ機会や交流の場となるよう検討を進めていただきたいと思います。

また、美術館の場所がどこになるかまだ分かりませんが、今の青楓美術館の建物についても残してほしいとの声が多いわけですから、有効活用できるように関係者の方々と話し合っただけだと思います。

次に、補聴器購入と聴力検査への補助について質問いたします。

山梨県は今年度から、聴力が低下する高齢者の認知症予防につなげようと住民税非課税世帯などを対象に補聴器の購入費用を助成することとしました。

笛吹市も県の補助金を活用し助成対象者に補助する事業と、年齢に関係なく切れ目ない支援が行えるよう、市単独事業として新たに18歳以上64歳以下の軽度・中等度の難聴者を対象にした補聴器の購入費用を助成するための経費を6月の補正予算に計上しました。

補聴器購入事業については、長年、年金者組合の方々が要望してきた事業であり、今年度から笛吹市でも導入されることになり、感謝を申し上げます。

ただ、助成対象者が限定的なため、今後、対象者の拡大についても検討していただきたいと思います。

5月27日付山梨日日新聞に、加齢による難聴への対応が不十分だとして、日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会など8団体が受診率向上などを目指す共同宣言を公表したとの記事がありました。

難聴は回復が難しく、放置すれば生活に支障をきたすほか、うつ病や認知症など多くの病気のリスクとなります。

国内では約2千万人が中等度以上の難聴との推計がありますが、補聴器の普及率は低く、共同宣言では「難聴を感じた人の受診率」「医師から補聴器を提案される割合」「補聴器装着時の満足度」「補聴器購入を助成する自治体の割合」の4項目をいずれも80%以上にするのを目標に掲げています。

令和6年9月議会で補聴器購入助成について質問した際、健康診断で聴力検査をするべきではないかとの質問に対し、人間ドックでは聴力検査を行っているが、集団健診では防音室や検査技師の確保について課題があり、実施が困難であるとの回答でありました。

以下伺います。

(1) 18歳以上64歳以下の難聴者に対する助成事業は収入の要件があるでしょうか。

(2) 65歳以上を対象とした助成は低所得者を対象としていますが、高齢者の中には聞こえにくくなっても補聴器が高いことや調整に時間がかかることもあり、購入をためらう人がいます。助成制度があることによって購入しやすくなると思いますので、対象者を広げるよう求めますがどうでしょうか。

(3) 日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会は聞こえ方のセルフチェック項目を公開しています。具体的に言いますと、会話をしているときに聞き返すことがよくある。集会や会議など、数人での会話がうまく聞き取れないなど、9項目の質問項目があり、一つでも当てはまれば耳鼻咽喉科の受診を勧めていると言います。フレイルチェックや楽笑塾など高齢者が集まる機会に活用してはどうでしょうか。

(4) 笛吹市では歯周疾患検診を行えるよう定期的に受診券を発送していますが、高齢者に

対し、年に一度聴力検査が出来るように受診券を発行してはどうでしょうか。

○議長（神宮司正人君）

答弁を求めます。

岩間保健福祉部長。

○保健福祉部長（岩間正剛君）

河野智子議員の一般質問にお答えします。

まず、18歳以上64歳以下の難聴者に対する助成の収入要件についてです。

18歳以上64歳以下の軽度・中等度難聴者に対する補聴器購入費助成事業については、既存の18歳未満の軽度・中等度難聴児に対する補聴器購入費助成事業と均衡を図るため、「市民税所得割額46万円以上の方がいない世帯に属する方」という収入要件を設けています。

次に、65歳以上を対象とした補聴器購入補助の対象者の拡大についてです。

本市の65歳以上の高齢者に対する補聴器購入の補助制度については、県の制度に準じて、医師から補聴器の装用を勧められた軽度および中等度の難聴者のうち、介護保険料の所得段階が第1段階から第4段階の方を対象としています。補助対象者の拡大については、県の動向や事業実績等を勘案しながら研究していきます。

次に、セルフチェック項目の活用についてです。

県では、補助制度の創設と併せて、難聴と認知症の相関関係や補聴器の有用性などについての普及啓発事業に取り組むとともに、セルフチェック項目の作成についても検討するとしています。これらの県の取り組みを参考に、セルフチェック項目の介護予防事業での活用について、研究していきます。

次に、高齢者の聴力検査への受診券の発行についてです。

高齢者の聴力状況を正しく把握するためには、「音」に対する聴力を検査する純音聴力検査に加え、「言葉」に対する聴力を検査する語音聴力検査を併せて行うことが望ましいとされています。

しかし、語音聴力検査には、より専門的な機器と技能が必要であり、検査を実施できない医療機関もあるため、先進自治体の事例を参考に研究していきます。

以上、答弁とします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

11番、河野智子君。

○11番議員（河野智子君）

4番目の質問の回答で、語音聴力検査を併せて行うことが望ましいとされているとのことですが、人間ドックでの聴力検査は純音聴力検査が行われています。語音聴力検査が必要と考える理由は何でしょうか。

○議長（神宮司正人君）

答弁を求めます。

岩間保健福祉部長。

○保健福祉部長（岩間正剛君）

河野智子議員の再質問にお答えします。

加齢性難聴の特徴は、単に音に対する聴力が低下するだけでなく、相手の声は聞こえるが、

何を言っているのか分からないといった言葉に対する聴力が低下するのが大きな特徴です。

そのため、高齢者の聴力低下の状況を正しく把握するためには、一般的な純音聴力検査に加え、語音聴力検査も併せて行うのが望ましいとされています。

以上、答弁とします。

○議長（神宮司正人君）

意見はありますか。

河野智子議員。

○11番議員（河野智子君）

高齢者の聴力状況を正しく把握するためには、より専門的な検査が必要なのは分かりますが、検査できる機関が限られているために検査が受けられないのは本末転倒ではないでしょうか。

富山県朝日町では、難聴の早期発見のために検診者を地域に派遣し、聴力検査を行う事業を今年度から始めたそうです。

病院や補聴器の販売会社と連携し、介護予防教室やがん検診など、高齢者や住民が集まる場所に月1回ほどのペースで検診者を派遣して聴力検査を行う機会を増やし、難聴の早期発見や医療機関の受診といった適切な支援につなげたいということです。

高齢になり、聞き取りにくくなっているかどうか、気づいていない人も多くいるということです。

早期発見するため、65歳を過ぎたら定期的に聴力検査を受けることが大切だと言いますので、まずは音に対する聴力検査を身近な医療機関で行えるよう対策を考えていただきたいと思います。

また、補聴器は高額なため、必要があっても手が出ない方もいるので、対象者の拡大と助成額の増額についても検討いただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（神宮司正人君）

以上で、河野智子君の質疑および質問を終了いたします。

お諮りいたします。

本日の会議はここまでにとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、本日の会議はここまでにとどめ、延会することに決定いたしました。

次の本会議は、明日、18日、午前10時から再開いたします。

本日はこれをもって延会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午前 3時19分

令和 7 年

笛吹市議会第 2 回定例会

6 月 1 8 日

令和7年笛吹市議会第2回定例会

1. 議事日程(第2号)

令和7年6月18日
午前10時00分開議
於 議 場

- 日程第 1 市長提出議案 議案第50号—議案第61号(一括上程)
上程議案に対する質疑
日程第 2 市政一般についての質問(一般質問)

2. 出席議員は次のとおりである。(19名)

1番	樋口 滝人	2番	三枝 賢治
3番	荻野 陽子	4番	松本 なつき
5番	山本 茂貴	6番	鈴木 駿一
7番	岡 由子	8番	落合 俊美
9番	河野 正博	10番	山田 宏司
11番	河野 智子	12番	荻野 謙一
13番	神澤 敏美	14番	保坂 利定
15番	古屋 始芳	16番	海野 利比古
17番	中川 秀哉	18番	渡辺 清美
19番	神宮 司正人		

3. 欠席議員

(な し)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（17名）

市 長	山 下 政 樹	副 市 長	深 澤 和 仁
教 育 長	望 月 栄 一	総 務 部 長	小 林 匡
総合政策部長	小 澤 宏 之	会 計 管 理 者	金 井 久
市民生活部長	太 田 孝 生	保 健 福 祉 部 長	岩 間 正 剛
子供すこやか部長	田 中 暁 子	産 業 観 光 部 長	河 野 英 明
建 設 部 長	島 村 秀 忠	公 営 企 業 部 長	佐 藤 みのり
教 育 部 長	手 塚 克 己	総 務 課 長	坪 寛
政 策 課 長	萩 原 昭	財 政 課 長	柿 嶋 信
消 防 長	鶴 川 功		

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名（3名）

議会事務局長	井 上 博 之
議 会 書 記	橘 田 美 穂 子
議 会 書 記	小 澤 卓 也

○議長（神宮司正人君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は19名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日、傍聴と撮影の申請があり、これを許可いたしましたので報告いたします。

傍聴人に申し上げます。

傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので静粛をお願いいたします。

また、携帯電話の電源は切るか、マナーモードに設定していただくようお願いいたします。

なお、議長の命令に従わないときは、地方自治法の規定によりまして退場を命じますので、念のために申し添えます。

直ちに日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

○議長（神宮司正人君）

日程第1および日程第2、昨日に引き続き上程議案に対する質疑および市政一般についての質問を行います。

それでは通告に従い、中川秀哉君の質疑および質問を許可いたします。

17番、中川秀哉君。

○17番議員（中川秀哉君）

公明党の中川秀哉でございます。議長の許可をいただきましたので、通告に従い、これより一般質問をさせていただきます。

1問目、市民の命と暮らしを守る経済支援事業についてでございます。

物価高やアメリカのトランプ政権の関税措置を受けて、公明党の西田幹事長は5月27日の記者会見で、税収の増加分を財源とした現金などの給付の実施を求めていく考えを示した。

公明党はこれに先駆け、本年3月17日より、独自に実施してきた政策立案アンケート「We connect」で寄せられた、6月10日までに約10万3,200件以上の声を参考に、本年4月25日に物価高の克服、給料の引き上げ、社会保障の充実等の3つを柱とした夏の参議院選の重点政策第1弾を、続いて6月6日に賃上げが物価上昇に追いついていない状況を踏まえ、税収の増加分などを活用して、国民に給付する方針とする重点政策第2弾を発表いたしました。

これを受けて、各地方におきましては、物価高騰に苦しむ市民の暮らしを守るため、重点支援地方交付金やふるさと納税等を活用し、市民お一人おひとりに寄り添った支援を実施していただきたく、以下のとおり要望をしております。

1つ目、物価高騰で市民の経済的負担が大きくなっている実状を踏まえ、重点支援地方交付金等を活用し、プレミアム付きデジタル商品券などの負担軽減策の実施を検討すること。

2つ目、光熱費等の高騰に対応するため、省エネ性能の高い家電、エアコンや冷蔵庫などに対する補助金支給などを検討すること。併せて、水道料金やLPガス料金等、負担軽減策の実

施を検討すること。

3つ目として、学校等における給食費の軽減や子育て応援商品券など、子育て世帯への支援を検討すること。併せて、ひとり親世帯等への支援の充実を検討すること。などでございます。

上記を踏まえまして、笛吹市として取り組みと課題について以下、市のご見解をお伺いいたします。

1. 物価高騰で市民の経済的負担が大きくなっている中で、生活保護申請を求める声が高まっておりますが、本市の生活保護の実態、相談から受給までの件数・人数・給付額などの対応状況と、今後の課題について、お伺いいたします。

2つ目として、重点支援地方交付金のうち本市への交付金額と充当予定の主な事業について、お伺いいたします。

3つ目として、国の経済対策・税制改正には一定の時間がかかるため、まず市単独の経済支援・負担軽減策が求められますが、本市の取り組みと課題について、お伺いいたします。

4つ目として、これまで国や県に対する経済支援・負担軽減策を求める要請など本市の取り組みについて、お伺いいたします。

以上、1問目の質問といたします。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

小澤総合政策部長。

○総合政策部長（小澤宏之君）

中川秀哉議員の一般質問にお答えします。

まず、生活保護の件数・人数・給付額と今後の課題についてです。

本市における令和6年度の生活保護の状況は、相談延べ件数が190件、生活保護受給者数が855人、生活保護費給付額が15億5,700万円です。

生活保護世帯の「自立の助長」をどのように促していくのが課題であると捉えており、就労等によって経済的に自立した生活を送る「経済的自立」だけでなく、自分で自分の健康・生活管理を行い日常生活で自立した生活を送る「日常的自立」や、社会的なつながりを維持して地域社会の一員として充実した生活を送る「社会的自立」に重点を置き、きめ細かな支援を行う必要があります。

受給者一人ひとりに寄り添い、伴走支援を行いながら、自立に向けた取り組みを継続していきます。

次に、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の交付額と充当予定事業についてです。

国は、令和7年5月27日付けで、令和7年度一般会計予備費の使用を閣議決定し、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の推奨事業メニュー分として1千億円を増額措置しました。

増額措置における、本市に示された交付限度額は3,236万1千円です。国が示した生活者支援や事業者支援の推奨事業メニューを参考に、本交付金の充当事業を検討しています。

次に、市単独の経済支援・負担軽減策に対する取り組みと課題、国および県に対する経済支援・負担軽減策の要望についてです。

これまで市が独自に国および県に対して、経済支援・負担軽減策を求める要望を行ったことはありませんが、物価高騰など、本市のみならず全国的な課題となっているものについては、国の責任において積極的な対策を講ずるべきであるとともに、県についても、地域の実情に応

じた対策を講ずることが必要だと考えます。

本市ではこれまでに、新型コロナウイルスの感染拡大や原油価格および物価の高騰によって、市民の生活や事業者に多大な影響が及んだ際に、市単独の経済対策として、「ハートフルタウン 笛吹！商品券事業」やP a y P a yを活用した「笛吹市消費喚起キャンペーン事業」を実施しました。

また、令和7年度は、子育て世帯の負担軽減を図るため、市単独で小中学校や保育所等の給食費を無償化しています。

今後の市単独の経済支援・負担軽減策については、財源の確保が課題となりますが、社会経済情勢や国の動向等を踏まえ、その時々状況に応じて、必要な施策を検討していきます。

以上答弁とします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

中川秀哉議員。

○17番議員（中川秀哉君）

ご答弁ありがとうございました。

やはり国の政策として行うことが一番の対策かと思われましても、やはり今このときですね、なかなか難しい状況も加味する中で、これまで笛吹市として、先ほどもご答弁いただきましたとおり、給食費の無償化をはじめ、さまざま商品券、また物価高騰については、ガソリンの負担の中にも一部やっていた経緯もあります。そういったものを含めまして、またさらに市の中で進めていただくことをご要望させていただき、2問目に移らせていただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

続きまして、2問目といたしまして、可燃ごみの収集の改善について、お伺いいたします。

国立研究開発法人国立環境研究所が2020年に全国の自治体を対象に行ったアンケート調査によると、「回答した939自治体のうち、ステーション収集のみを行っているのは半分の56%で、高齢者ごみ出し支援等のために一部地域・世帯で戸別収集をしつつステーション収集を行っているのは35%、そして戸別収集のみが8%と、ほとんどの自治体がステーション収集をベースとした収集システムを選択している。」との報告がありました。

またステーション収集では、市民のご協力の下、ごみ収集といえる一方で、高齢社会においてはごみ出し困難者への対応や、ごみ集積所の管理を担う自治会が弱体化し、ごみ集積所を維持できなくなるケースが増えております。

急激な変化の要因といたしましては、戸別収集の増加がありますが、高齢者等を対象とした戸別収集だけでなく、狭小路地でごみ集積所までの距離が遠いところや、ごみ集積所が設置・管理ができなくなったところ、自治会未加入者が地域のごみ集積所を利用できない場合など、様々な理由で戸別収集が行われている現状があります。

加えて、2020年4月に行った調査で回答した390自治体において、ごみ集積所の数は5年間で約7%が増加。新しく開発された住宅地では、小型のごみ集積所が導入される傾向にあり、また都市部では不特定多数の利用したごみ出しルールが守られない、ごみ集積所を廃止・分散することがあります。

郊外等で利用者が多い小屋タイプのようなごみ集積所はごみ出し距離が長く、ごみ出しがで

きない高齢者が増えれば分散させる必要があります。利用者の利便性を高め、管理を容易にするために、ごみ集積所の小型化、また分散化は今後も継続すると思われま

しかし、収集箇所が増加すれば、収集のための手間も増え、そのためのコストや人員も必要となります。財政が縮小し労働人口が減少する中、どのように収集体制を維持していくべきか、地域の状況に合わせ、長期的な視点をもって検討する必要があると思われま

その一方で、地域コミュニティにはごみ集積所のことに加え、災害への備えや、災害時の安否確認など、暮らしや命に関わる助け合いを期待されてもおります。

これらの課題について、実情の異なる世帯同士でどのように助け合っていくのか、何ができるか、何ができないのか、地域コミュニティの状況に併せ、柔軟な検討が望まれます。などとの警鐘と今後の展望が示されておりました。

上記を踏まえまして、人口減少や高齢化による自治会運営の負担軽減や、今後期待される移住定住促進に伴う住宅開発による戸別収集の増加など、笛吹市を取り巻く今後の可燃ごみ収集について改善の必要性を求め、以下市当局のご見解をお伺いいたします。

(1) 本市の自治会集積所の数と個別収集の数は、また住宅地開発などによります新規の設置数は、

(2) 本市の自治会未加入者の割合と未加入者の可燃ごみの収集方法は、

(3) 合併以降で各区長さんなど、関係機関との可燃ごみ収集に対する意見交換など、意識調査の実態は、

(4) 高齢者ごみ出し支援事業（ワンコインサービス補助金事業）の実績数と今後の展望は、

(5) 今後本市を取り巻く可燃ごみ収集の改善が求められると思いますが、本市の取り組みと課題について、お伺いいたします。

以上、2問目の質問とさせていただきます。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

太田市民生活部長。

○市民生活部長（太田孝生君）

中川秀哉議員の一般質問にお答えします。

まず、自治会集積所の数と戸別収集の数、住宅開発などによる新規設置数についてです。

令和7年5月末現在において、市内には、行政区が管理している可燃ごみの収集場所が1,507カ所あります。戸建て住宅等の敷地内に出されたごみを収集する戸別収集については行っていません。

住宅地の開発行為に伴い、可燃ごみの収集場所を新規に設置した数は、令和5年度は3カ所、令和6年度は6カ所です。

次に、自治会未加入者の割合と未加入者の可燃ごみの収集方法についてです。

行政区を通して広報紙を配布していない世帯を行政区に加入していない世帯と位置付けると、本市の令和7年5月末現在の住民基本台帳上の世帯が3万860世帯、市の広報紙を配布している世帯が2万3,202世帯であることから、未加入世帯数は7,658世帯、未加入率は24.82%と推計されます。また、行政区に加入されていない市民から、区が管理している

可燃ごみの収集場所が使用できない場合の処分方法についての問い合わせがあった場合は、境川町寺尾にある甲府・峡東クリーンセンターに直接搬入するよう案内しています。

次に、可燃ごみ収集に対する意識調査の実施についてです。

合併以降、区長会などに対し可燃ごみ収集に関する意識調査を実施したことはありません。

次に、高齢者ごみ出し支援事業の実績数と今後の展望についてです。

シルバー人材センターが行う、高齢者等の日常生活の困りごとを低額で引き受ける「ワンコインサービス」を利用してごみ出しを行う対象者に対し、その費用の半額を補助する「高齢者ごみ出し支援事業」については、令和5年4月1日から実施しています。

令和5年度と令和6年度においては、利用実績はありませんが、ごみ出しに支援を必要とする高齢者が安心して暮らせるよう、引き続き事業の見直しを含め、検討していきます。

次に、可燃ごみ収集の改善に係る市の取り組みと課題についてです。

可燃ごみの収集については、高齢化や人口減少に伴い、ごみ集積所の清掃や維持管理を行ってきた行政区への加入者の減少や、ごみ集積所までごみを出すことが困難な方の増加などが懸念されています。

課題に取り組むには、ごみ収集に係る人員や車両の確保等、市民の負担の増大につながることも想定されます。

市では、現状の収集体制を維持しつつ、社会状況の変化に応じた効率的な収集運搬体制のあり方を検討しています。

以上、答弁とします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

中川議員。

○17番議員（中川秀哉君）

ありがとうございました。

なかなか厳しい現状があると思われまして。やはり未加入世帯も24%から25%という中で、全国的に見ても約3割というふうに言われておりますので、やはりそういう実態も全国並みになっているのかなというふうに思います。

このうち再質問といたしましては、5番目の今後の取り組みについてお伺いするわけですが、可燃ごみの収集の改善に向けた取り組みについて、市当局からは、ごみ収集に係る人員や車両の確保、また、ごみの搬出や処理に係る経費がかかるという中で、この負担増にもつながることから、現状の収集体制を維持していくという答弁があったかと思えます。

しかしながら、高齢化や人口減少に伴い、今後、収集場所の小型化や分散化などの動きは全国的に進んでいくものではないかと考えております。

ごみの収集場所の分散化等は、収集場所の管理を行う行政区の負担軽減を図るだけでなく、市民生活の利便性向上にもつながると思っております。

市には、今後、長期的な視点を持って、収集場所の分散化などにも視野を広げていただき、ご検討を進めてほしいとは思いますが、当局のご見解をお伺いいたします。

○議長（神宮司正人君）

答弁を求めます。

太田市民生活部長。

○市民生活部長（太田孝生君）

中川秀哉議員の再質問にお答えします。

収集場所の分散化等につきましては、先ほど答弁したとおり、多くの課題があります。

市では、現状の収集体制を維持しつつ、社会状況の変化に応じた効率的な収集運搬体制のあり方を検討していきます。

以上、答弁といたします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

中川秀哉君。

○17番議員（中川秀哉君）

ありがとうございました。

1点、ご意見を申し上げさせていただきたいと思います。

本当にこの市民生活の向上という部分では、様々な考え方も出てくるかと思えます。

私たち党派といたしまして、本年3月にですね、茨城県境町のほうに行って、勉強にさせていただきました。これは自動運転バスということで行ったわけでございますが、そこで伺う中で、大きな中でふるさと納税のこの10年間で約7億円から99億円まで増えたというような流れの中で、大きな対策の一つとしては、おもしろいところでは、町営住宅を土地を購入するわけなんです、これはふるさと納税等で使った中で、それを年間25年間家賃として返済すれば、その後差上げますというような流れで大きな流れを持っております。

こういったところも含めて、新しい対策というのは大きい小さい、そこは約2万6千人ぐらいの人口だったと思いますが、やはり大きな波動を起こして、テレビ放映にもなったかというふうにも聞いております。

私たちがアンテナを広くする中で、そういった先進自治体の状況も踏まえ、また笛吹市にとっていい情報、また政策を訴えていきたいと思っておりますので、今後ともよろしく願いを申し上げ、以上私の質問に代えさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（神宮司正人君）

以上で、中川秀哉君の質疑および質問を終了いたします。

関連質疑および質問はありませんか。

（ な し ）

関連質疑・質問を終わります。

次に通告に従いまして、松本なつき君の質疑および質問を許可いたします。

なお、松本なつき議員から一般質問に伴い、パネルの使用についての申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了承願います。

4番、松本なつき君。

○4番議員（松本なつき君）

皆さま、おはようございます。

無所属、松本なつきです。

議長の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

1問目、個別施設計画にて撤去または譲渡が予定されている芦川地区の宝珠寺、百番観音に

設置された公衆トイレについて、侘び寂びを感じさせ、初めて見るのに懐かしい。日本人の遺伝子に刻まれた記憶が甦るような風景が今も残る山梨県笛吹市芦川地区の宝珠寺、百番観音。

このお寺の敷地内に設置された公衆トイレが市の個別施設計画にて、撤去もしくは地区に譲渡の二択で話が進んでいます。

春日居地区にある公衆トイレは建築物の耐震性が不明ということもあり、今年中の撤去が予定されていますが、宝珠寺の公衆トイレは耐震構造・耐震化済と評価されており、平成13年築と比較的に新しく、近くには商業施設などもなく代えが利かないです。

観光商工課の調査では、利用者数は減少傾向だが、お墓参りに訪れる人はいる。観光で訪れた人たちがトイレを借りるために、民家に入る事態も起きており、芦川地域では宝珠寺、百番観音の公衆トイレ存続を望まれています。

市から譲渡を受けてから地域の人たちだけで維持という方法では、高齢化と人口減に悩んでいる地域、均等に負担するのも難しいとのこと。現在、市での維持費は年間約10万円、譲渡した場合は年間約6万円かかります。私自身も維持費を寄付したい気持ちはありますが、選挙区内への寄附は公職選挙法で固く禁止されており、全額寄附を求めるというのも、物価高騰などで苦しんでいるのは全国どこでも同じく厳しい状況でありますので、返礼品もある「ふるさと納税」での呼びかけをしたところ、芦川地区はもちろん宝珠寺、観音を100体も安置している百番観音は全国的にもとても珍しく、それらに魅力を感じ、設置されている公衆トイレも残してほしいと賛同していただき、年間の維持費を大きく超えるふるさと納税をしたとの声が寄せられています。

ここで質問です。

個別施設計画にて撤去または譲渡が予定されていても、市民が必要性或存続の希望がある施設については、ふるさと納税を財源として活用するなどし、市民のために維持管理について再考する考えがあるかお伺いいたします。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

河野産業観光部長。

○産業観光部長（河野英明君）

松本なつき議員の一般質問にお答えします。

百番観音公衆便所については、地元行政区と譲渡または廃止に向けた協議を行っており、現在、地元行政区からの回答を待っている状況です。

百番観音公衆便所は、その利用者が宝珠寺に墓参りに訪れる方々であり、観光客の利用は見られません。また、近隣にはおごっそう家やすずらんの里のトイレがあり、誰でも自由に利用することができるため、観光客には不便をかけない状態となっています。

今後、地元行政区からの回答を受け次第、その意向に沿って譲渡または廃止をしていく予定です。

以上、答弁といたします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

松本議員。

○4番議員（松本なつき君）

ご回答ありがとうございました。

今回の件で、地区の人たちは百番観音に通じる道を整備したり、芦川地区において、百番観音を中心に盛り上げていこうとの意見が出ています。

芦川地区においては、単純な利用者数だけでは施設の評価はできません。当初は観光の目的で造られたとしても、このように現在は中芦川区の人たちに必要とされているからです。

ふるさと納税では、市長にお任せという項目を選択されて、税収は確実に増えました。全国から芦川地区のために集まったふるさと納税を芦川地区へ使っていただけるよう、市長お願いいたします。

笛吹市民が施設維持などで負担を強いられることがないようにお願い申し上げます。

続いて、2問目に移らせていただきます。

2問目、笛吹市の関係人口を増やすための取り組みについて。

関係人口とは、移住や観光だけでなく、地域と様々な形で関わる人々を指し、市では移住定住促進事業やふるさと納税事業がその主な取り組みとなっています。

ふるさと納税事業では、令和6年度は約37億円の寄附がされており、特産品の桃やぶどう、ワインなどを返礼品として受け取った寄附者からも好評をいただいている、貴重な市の財源確保だけでなく、関係人口を増やすことにも寄与しています。

先日、会派別意見交換会でも話題に出ましたが、笛吹市ではまだ浸透していない「ふるさと住民登録制度」今年、令和7年6月4日の山日新聞でも掲載されましたが、この制度は石破総理も進めている地方創生の政策であります。

この制度に登録すると定期的に広報やクーポンが独自に発行されたり、名刺の作成、農作業体験や郷土料理体験教室なども優先的にできるなど、各市町村がアイデアを出し合い地方創生のために制度を活用して盛り上げています。

山梨県内では、小菅村が「ふるさと住民票」を村独自で実施しており、小菅村の人口は594人ではありますが、令和6年4月の時点で3,700人の登録者。最新の状況について問い合わせをしたところ、今年に入ってさらに100人増えたとのこと。

観光業に長年携わっている市民が、この制度を活用して笛吹市を盛り上げようと、令和7年4月から5月ごろに笛吹市のふるさと納税担当課に問い合わせると、人手不足で取り組むことが難しいとの回答がありました。

ここで、その市民が提案されている内容の一部を紹介します。

1. 楽天ふるさとチョイスなどの広告会社に大半の委託をされているのが現状であります。「ふるさと住民登録者」に直接の呼びかけをすることで広告宣伝費を省略して納税額や納税者の拡大を図れます。

2. 定住移住子育て環境をアピール。都市部にいる人は、都市にもあるような物を求めて笛吹市には来ません。多くの自然、農業や川遊びに虫取りなど、都市部ではできない体験を求めています。こういった内容を具体的にアピールし、移住者人口の増加を図ります。

3. 石和温泉は日本人利用客が減り、外国旅行者主体の温泉地へと変化しています。当市の観光客は大半が日帰り客であるので、ワインツーリズム（飲酒）を絡めてイベントの前後泊をしてもらえるように、宿泊滞在の企画を直接アピールするなど、移住者増加、税収拡大、各イベントの宣伝集客など、ふるさと住民登録制度を活用してできることは多くあると考えられま

す。

ここで質問です。

笛吹市には別の市町村のように細かい「ふるさと納税」の使い道が設定されていません。「市長へお任せ」を選択される方が多いようですが、税収と関係人口を増やすためにも、細かい用途を設定することで寄附者が興味をもち、寄附額を増加させることができると考えられます。

今後、細かい用途を設定する考えはあるか、お伺いいたします。

2つ目、「ふるさと住民登録制度」は、石破総理も進めている地方創生の政策でもあり、最低限の人員で多くの効果が期待できるように考えられています。人員不足なら市民からもアドバイザーとして参加してもらうなどの対策は取れます。ふるさと住民登録制度を笛吹市でも導入してもらえないでしょうか。

以上について、お伺いいたします。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

小澤政策総合部長。

○総合政策部長（小澤宏之君）

松本なつき議員の一般質問にお答えします。

まず、ふるさと納税の使い道の設定についてです。

笛吹市のふるさと納税では、現在、まちづくり寄附条例に基づき、「『日本一の桃源郷』の保全と活性化に関すること」「未来に羽ばたけ！ふえふキッズを応援しよう」「田舎リゾート満喫！にぎわい温泉郷プロジェクト」「ぬくもり実感、やさしい地域づくりに」「市民協働のまちづくり」「市長におまかせ」の6つの項目から使い道を選択していただいております、それぞれの分野において、より広く、柔軟に活用することとしています。

山梨県内においては、山梨県のふるさと納税をはじめ、県内市町村の全てが本市同様、分野ごとに区分けした選択肢から選んでいただいている状況です。

笛吹市において具体的事業に寄附を募る際には、ふるさと納税を利用したクラウドファンディングの手法を使っています。

過去には、コロナ禍の観光客激減への対策として、石和鶴飼や花火大会開催のための「観光イベント事業」への寄附を募った経過があります。

また、現在は、笛吹高等学校が行う地域振興、人材育成等の活動、地域文化、教育およびスポーツの振興に資する活動を支援するため、「笛吹高等学校ふるさと納税支援事業」として令和6年度から寄附を募集しています。

次に、ふるさと住民登録制度の導入についてです。

この制度について、総務省のホームページでは「地域に関わる方々との継続的な関係性を構築する取り組み等は、一部地方公共団体の独自の取り組みとして実施されているが、一方で、関係人口の規模や地域との関係性などが可視化できていないことが課題となっている。

そのため、地方公共団体の既存の取り組み事例等も参考に、住所地以外の地域に継続的に関わる方々を登録する仕組みとして「ふるさと住民登録制度」の創設に向けた検討を進めている。」とあり、国がまだ創設に向けた検討をしている段階です。

本市としては、国の動向を注視しながら、検討していきます。

以上、答弁とします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

松本なつき議員。

○4番議員（松本なつき君）

ご回答ありがとうございました。

国の動向を注視して、必要であれば取り入れていただけるということなので、私も嬉しく感じております。

一言ですが、笛吹市を盛り上げようと熱意を持っている市民の人たちはたくさんいます。観光、移住など、多方面で笛吹市をより盛り上げるためにさらなるご検討をお願いいたします。

以上で私の質問を終わります。

○議長（神宮司正人君）

以上で、松本なつき君の質疑および質問を終了いたします。

次に通告に従い、落合俊美君の質疑および質問を許可いたします。

8番、落合俊美君。

○8番議員（落合俊美君）

昨日、高気圧の影響で日本列島は各地で気温が上昇いたしました。甲府は全国最高の38.2度、猛暑日となりました。本日も大変厳しい暑さが予想されていますので、十分気をつけていただきたいと思います。

今定例会、12番目、最後の質問となりましたけれども、よろしく願いをいたします。

議長の許可をいただきましたので、通告によりまして質問をいたします。

清心会の落合でございます。

高齢者等ごみ出し支援事業実施要項関係について、質問をいたします。

参考までに、笛木市内のごみの集積箇所を調査してみました。笛木市内には全部で1,507カ所あります内訳としまして、令和6年12月現在、石和町1,062カ所、御坂町100カ所、一宮町102カ所、八代町61カ所、境川町78カ所、春日居町84カ所、芦川町20カ所設置されています。

そのうち集積箇所が地区に1カ所しかないのが御坂町14地区、一宮町14地区、八代町1地区、境川町3地区、春日居町1地区となっています。集積箇所が1カ所しかない地区のほとんどが小規模地区でございます。ただ、意外と200世帯近くあっても1カ所しかないところもありました。小規模地区は山間地が多く目につきます。高齢者等で遠くまで持っていくことができない方、また持っていくのに大変つらい思いをしている方もいるのではないかと思います。

このような状態の中で、令和5年3月27日、告示第39号で制定したごみ出し支援事業実施要綱は、高齢者に大変優しい福祉事業だと思います。

笛吹市は7町村が合併して早20年を経過いたしました。合併当時の高齢化率は20.0%で、直近の令和7年4月現在では31.0%となっております。

このように高齢化が進む中で、笛吹市においては、高齢者等の対策について多種にわたる事業を推進しております。

山下市長が、令和4年に策定した、第二次笛吹市総合計画「ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまちづくり誰もが安心して暮らせるまちづくり」の中で、高齢者がいつまでも自分らしく暮らせる地域づくり、障がい者の社会参加を支援する環境づくり等々、数々の福祉施策を

計画、そして実行してまいりました。

第二次総合計画ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまちづくりも、今年度で計画年度が終了いたします。新たに第三次総合計画が近々に示されると思ひ、期待をしているところでございます。

高齢者と言っても、元気で働き、活発に活動している方も大勢います。しかし、活発に活動したくても体が思うように動かない方も市内には大勢いるのではないかと推測いたします。

自分の体が思うようにいかないけど介護保険法の要介護には該当しない、だけど足腰等が痛くごみ出しにいくことができないお年寄りもいる中、笛吹市高齢者等ごみ出し支援事業実施要綱が制定されました。

高齢者社会が進行する中、高齢者等にやさしい福祉事業だと思ひます。

しかし高齢者等のごみ出し支援事業実施要綱の条件が大変厳しいものと思ひますので以下伺います。

(1) 笛吹市高齢者等ごみ出し支援事業実施要綱を制定した目的を伺います。

(2) 笛吹市高齢者等ごみ出し支援事業実施要綱、対象世帯第4条住民税非課税の者でない対象にならない理由を伺います。

(3) 笛吹市高齢者等ごみ出し支援事業実施要綱第4条、(1)イ. 市民税が非課税の者および(2)ア. 75歳以上で、介護保険法第19条第1項に規定する要介護1以上の認定を受けた者、この要綱の両方に該当する方は市内に何名いるのか伺います。

(4) 笛吹市高齢者等ごみ出し支援事業実施要綱を制定した令和5年3月27日から本年3月末まで、2年間の第6条の申請をされた人数と費用について、その実績を伺います。

(5) シルバー人材センターが実施している、ワンコインサービスを利用したごみ出しサービスとの連携について伺います。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長 (神宮司正人君)

当局の答弁を求めます。

岩間保健福祉部長。

○保健福祉部長 (岩間正剛君)

落合俊美議員の一般質問にお答えします。

まず、高齢者等ごみ出し支援事業実施要綱を制定した目的についてです。

本市では、元気な高齢者が要支援高齢者を支える地域づくりを進める「生活支援体制整備事業」の中で、高齢者のごみ出し支援に係る取り組みも進めています。

しかしながら、地域ごとに事業の進捗状況が異なり、市内全域でのごみ出し支援の実施には至っていない状況にあります。

そのため、自らの力でごみを収集場所まで搬出することが困難であり、かつ、他者からの協力を得ることができない高齢者に対して、ごみ出しを依頼できる既存サービスの利用にかかる費用の一部を補助することで、高齢者の日常生活における負担を軽減し、住み慣れた地域で安心して暮らせるようにすることを目的として制定しました。

次に、対象者の要件を住民税非課税とした理由についてです。

高齢者ごみ出し支援事業の対象は、市の住民基本台帳に記録されており、75歳以上で要介護1以上の認定を受けている、市民税が非課税の方のみで構成する世帯です。

高齢者の日常生活における負担の軽減という事業目的から、高齢者がごみ出しを依頼できる既存サービスの利用において、経済的な負担が大きいと見込まれる方を対象としました。

次に、要件を満たす方の人数についてです。

令和7年4月1日現在、要綱で定める要件を満たす方は979人です。

次に、要綱制定から2年間の申請者数と費用についてです。

令和5年度から令和6年度まで2年間で、申請者数は0人、費用も0円です。

次に、シルバー人材センターのワンコインサービスを利用したごみ出しサービスとの連携についてです。

高齢者ごみ出し支援事業では、ごみ出しの支援を行う事業者として、笛吹市シルバー人材センターと委託契約を締結しています。

対象者が、シルバー人材センターのワンコインサービスを利用してごみを搬出する場合に、1回当たりの料金となる500円について、2分の1に当たる250円と市が発行した利用券で支払いを行い、市が翌月に利用券分として250円をシルバー人材センターに支払います。

以上、答弁とします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

落合議員。

○8番議員（落合俊美君）

再質問をいたします。

ごみ出し支援事業実施要綱に該当する住民税が非課税の者、75歳以上で介護1以上の両方に該当する対象者が、先ほどの答弁で979人もいるということでございますけれども、要綱制定から2年間、申請者がゼロであったということは、私たちはこのことをどのように受け止めたらよいのか、ちょっと迷います。

自力でごみ出しができる方がいるのか、または周辺等に協力者がいて申請がなかったのかとも想像します。

一方、シルバー人材センターでは、年齢等の内訳は分からないようですけれども、同じ方が数回、またけがをしてしまったからお願いしたいという内容もあったようです。

住民税が非課税、また介護1以上でなくても、困っている方はいるんじゃないかと思えます。

ちなみにお隣の甲府市では条件に非課税とか、介護1とかではなく、65歳以上の者のみで構成されている世帯。そして障がい者のみで構成されている世帯と甲府市ではなっています。

本市でもごみ出し支援事業実施要綱の対象となる世帯の条件を見直したらどうでしょうか。

伺います。

○議長（神宮司正人君）

答弁を求めます。

岩間保健福祉部長。

○保健福祉部長（岩間正剛君）

落合俊美議員の再質問にお答えします。

高齢者等ごみ出し支援事業については、対象世帯の条件といった事業の見直しも含めて検討していきます。

以上、答弁とします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

落合俊美君。

○8番議員（落合俊美君）

ありがとうございました。

検討するということですから、前向きに検討していただきたいと思います。

意見を述べさせていただきます。

高齢化率が年々増加しています。笛吹市内でも山間地は高齢化が進んでいます。足腰等が痛くてごみ出しに行きたくても行けない思いをしている方もいるんじゃないかと思います。

山下市長が提唱します「ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち～」づくりに、一步一步前進するためにも、この要綱の見直しを要望いたしまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（神宮司正人君）

以上で落合俊美君の質疑および質問を終了いたします。

関連質疑および質問はありませんか。

（ な し ）

関連質疑・質問を終了します。

ただいま議題になっております議案第50号から議案第61号までの12案については、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

明日6月19日から6月25日までは、議案調査のため休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（ な し ）

異議なしと認めます。

よって、明日6月19日から6月25日までは休会とすることに決定をいたしました。

次の本会議は、6月26日午後1時30分から再開をいたします。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午前10時59分

令和 7 年

笛吹市議会第 2 回定例会

6 月 2 6 日

令和7年笛吹市議会第2回定例会

1. 議事日程(第3号)

令和7年6月26日
午後 1時30分開議
於 議 場

- 日程第 1 議案第50号 笛吹市営市部駐車場条例の制定について
- 日程第 2 議案第51号 笛吹市児童館条例の一部改正について
- 日程第 3 議案第52号 笛吹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び笛吹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第53号 令和7年度笛吹市一般会計補正予算(第1号)について
- 日程第 5 議案第54号 令和7年度笛吹市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第 6 議案第55号 令和7年度笛吹市介護保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第 7 議案第56号 令和7年度笛吹市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第 8 議案第57号 令和7年度笛吹市水道事業会計補正予算(第1号)について
- 日程第 9 議案第58号 令和7年度笛吹市公共下水道事業会計補正予算(第1号)について
- 日程第10 議案第59号 動産の取得について(本庁執務室レイアウト改修備品購入(2期))
- 日程第11 議案第60号 動産の取得について(高規格救急自動車購入)
- 日程第12 議案第61号 動産の取得について(水槽付消防ポンプ自動車購入(明許))
- 日程第13 議案第62号 笛吹市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第63号 笛吹市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第64号 令和7年度笛吹市一般会計補正予算(第2号)について
- 日程第16 閉会中の継続審査について

2. 出席議員は次のとおりである。(19名)

1番	樋口 滝人	2番	三枝 賢治
3番	荻野 陽子	4番	松本 なつき
5番	山本 茂貴	6番	鈴木 駿一
7番	岡 由子	8番	落合 俊美
9番	河野 正博	10番	山田 宏司
11番	河野 智子	12番	荻野 謙一
13番	神澤 敏美	14番	保坂 利定
15番	古屋 始芳	16番	海野 利比古
17番	中川 秀哉	18番	渡辺 清美
19番	神宮 司正人		

3. 欠席議員

(なし)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(17名)

市長	山下 政樹	副市長	深澤 和仁
教育長	望月 栄一	総務部長	小林 匡
総合政策部長	小澤 宏之	会計管理者	金井 久
市民生活部長	太田 孝生	保健福祉部長	岩間 正剛
子供すこやか部長	田中 暁子	産業観光部長	河野 英明
建設部長	島村 秀忠	公営企業部長	佐藤 みのり
教育部長	手塚 克己	総務課長	坪 寛
政策課長	萩原 昭	財政課長	柿嶋 信
消防長	鶴川 功		

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名(3名)

議会事務局長	井上 博之
議会書記	橘田 美穂子
議会書記	小澤 卓也

○議長（神宮司正人君）

ただいまの出席議員は19名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

現在、夏季の軽装の取り組みが行われています。議場内での上着の着用については、個人の判断に委ねます。

直ちに日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

○議長（神宮司正人君）

日程第1 議案第50号から日程第12 議案第61号までを一括議題といたします。

本案については、今定例会初日6月10日に上程され、その後に各常任委員会に審査を付託してありますので、それぞれの常任委員長から審査の結果について報告を求めます。

はじめに、総務常任委員会に付託しております案件について、委員長から審査結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、山田宏司君。

○総務常任委員長（山田宏司君）

議長より、総務常任委員会に係る審査結果の報告を求められましたので、報告をいたします。

去る、6月18日の本会議において、本委員会に付託されました議案審査について、6月19日、20日の2日間の日程により、委員会を開催し、委員出席のもと、関係当局の出席を求め審査いたしました。

審査にあたり、質疑・意見等がありましたので、主なものを報告いたします。

議案第53号 「令和7年度笛吹市一般会計補正予算（第1号）」について

総務部、防災危機管理課の審査では、防災行政無線管理事業の、新型Jアラート受信機セットアップの内容について、さらに説明を求めたところ、「国はこれまで市町村で一律に発信されていた避難情報を、地域単位で細分化して発信できるようJアラートのシステム更改を予定しており、地方公共団体に対し、令和7年度中にシステム更改に対応したJアラートの新型受信機を整備するよう求めている。」

なお、「当該事業は、令和7年度末までに整備を行った場合、緊急防災・減災事業債の対象となる。」との答弁がありました。

総合政策部企画課の審査では、ふるさと納税事業の、東京で行われる、ふるさと納税イベントへの出展について、イベントの内容についてさらに詳しく説明を求めたところ、笛吹市のふるさと納税の3割以上のシェアを占めるポータルサイトが初めてのイベントを実施するという情報が4月以降に寄せられた。2日間で2万人を集め、約150自治体が申し込みをしているイベントであり、県内の他市町村においても参加の意向が示されていることから、本市も参加し、笛吹市を知ってもらうため、観光・移住のパンフレット等の配布を行うとともに、試食・試飲等も行う予定である。との回答がありました。

以上、主な説明および質疑・意見等について説明いたしました。

それでは、審査結果を申し上げます。

議案第53号 「令和7年度笛吹市一般会計補正予算(第1号)について」、総務部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

総合政策部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

市民生活部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

消防本部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第59号 「動産の取得について(本庁執務室レイアウト改修備品購入(2期))」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第60号 「動産の取得について(高規格救急自動車購入)」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第61号 「動産の取得について(水槽付消防ポンプ自動車購入(明許))」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

以上、総務常任委員会、委員長報告といたします。

○議長(神宮司正人君)

以上で、総務常任委員長の報告は終わりました。

これより討論および採決を行います。

この際、申し上げます。

議案第53号 「令和7年度笛吹市一般会計補正予算(第1号)について」につきましては、各常任委員会に分割付託してありますので、3常任委員会委員長の報告終了後に討論および採決を行います。

議案第59号から議案第61号を議題といたします。

お諮りします。

本3案については、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

お諮りします。

本3案についての委員長報告は、可決です。

本3案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第59号から議案第61号は原案のとおり可決されました。

次に、教育厚生常任委員会に付託してあります案件について、委員長から審査結果の報告を求めます。

教育厚生常任委員会委員長、神澤敏美君。

○教育厚生常任委員長(神澤敏美君)

議長より、教育厚生常任委員会に係る審査結果の報告を求められましたので、報告をいたします。

去る、6月18日の本会議において、本委員会に付託されました議案審査について、6月19日、20日の2日間の日程により、委員会を開会し、全委員出席のもと、関係当局の出席を求め審査いたしました。

審査にあたり、質疑・意見等がありましたので、主なものを報告いたします。

議案第53号 「令和7年度笛吹市一般会計補正予算（第1号）について」

保健福祉部障害福祉課の審査では、難聴者補聴器助成事業について、さらに詳しい説明を求めたところ、市では、身体障害者手帳を所持している聴覚障害者を対象とした補装具費補助制度や、18歳未満の難聴児を対象とした笛吹市難聴児補聴器購入費助成事業を実施しているが、18歳から64歳までの軽度・中等度の難聴者に対する補聴器の補助制度がないことから、市単独で実施することとなった。他市で実施している類似事業の実績に基づき、本市の人口規模で算出した13件を見込み予算を計上すると回答がありました。

委員から、13件を超えて申請がある場合の対応について問われると、予算の範囲内で助成することが前提であるが、事業実績に応じて対応していくとの回答がありました。

教育委員会、学校教育課の審査では、リーディングDXスクール事業について、さらに詳しい説明を求めたところ、本事業は、文部科学省が行う研究指定事業で、ICT事業で配布した一人一台タブレット端末などを利用し、情報活用能力の育成と端末同士の連携による児童同士の情報共有など、先進的な事例を実施し、全国の学校に情報を展開することで、GIGAスクール構想の加速化を図るものである。

本市では、令和7年4月、春日居小学校および春日居中学校が、全国で100校が指定されるリーディングDX研究指定校に指定されたと、説明がありました。

また、県立笛吹高等学校が、DXハイスクールの指定校となっており、本市は、小・中・高が連携して教育現場のDX研究に取り組むことができる環境になったと説明がありました。

委員からは、教育現場でのICT活用をより強化し、広く情報を発信していくことについて賛成の意見がありました。

教育委員会生涯学習課の審査では、八代総合会館改修事業の補正予算について、さらに詳しい説明を求めたところ、本事業は、既存設備の改修工事であることから、基本設計を行わず、令和6年7月に実施設計業務委託を発注した。令和7年3月、実施設計を請け負う設計業者から、「空調設備更新について、現在の設備と同等能力の機器への更新では、施設に必要とされる容量に満たないため、今の設計成果では能力不足が生じている。」との報告を受け、施設の容量に見合った能力の空調設備を設置するために、工事内容を見直したことに伴い、工事費が増加したと説明がありました。

また、設計変更に伴う設計費の増額分については、空調設備の能力不足および電源設備の容量不足について、設計業者が市へ報告をした時期が遅く、工期延期の要因になったことを踏まえ、設計業者から、費用を市に請求しない意向について、市も確認したと説明がありました。

委員からは、市民の皆さんが聞いても納得していただける内容で進めてもらいたいとの意見がありました。

また、工事関係の補正については、これまでの事業についてもいくつかあったので、市役所、業者ともお互いの信頼関係の中で、双方の反省のもと、今後はしっかりと進めてもらいたいとの意見がありました。

なお、令和7年請願第2号 「学校の働き方改革・長時間労働是正の実現のための教職員定数改善と「カリキュラム・オーバーロード」の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書」については、継続審査となりました。

以上、主な説明および質疑・意見等について報告いたしました。

それでは、審査結果を申し上げます。

議案第51号 「笛吹市児童館条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第52号 「笛吹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び笛吹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第53号 「令和7年度笛吹市一般会計補正予算（第1号）について」、保健福祉部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

子供すこやか部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

市民生活部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

教育委員会所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第54号 「令和7年度笛吹市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第55号 「令和7年度笛吹市介護保険特別会計補正予算（第1号）について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第56号 「令和7年度笛吹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

以上、教育厚生常任委員会、委員長報告といたします。

○議長（神宮司正人君）

以上で、教育厚生常任委員長の報告は終わりました。

これより討論および採決を行います。議案第53号につきましては、先ほど申し上げたとおり各常任委員会に分割付託しておりますので、3常任委員長の報告終了後に討論および採決を行います。

議案第51号および議案第52号を議題といたします。

お諮りします。

本2案については、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

お諮りします。

本2案についての委員長報告は、可決です。

本2案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第51号および議案第52号は原案のとおり可決されました。

議案第54号から議案第56号を議題といたします。

お諮りします。

本3案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本3案についての委員長報告は、可決です。

本3案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第54号から議案第56号は原案のとおり可決されました。

次に、建設経済常任委員会に付託しております案件について、委員長から審査結果の報告を求めます。

建設経済常任委員会委員長、落合俊美君。

○建設経済常任委員長（落合俊美君）

議長より、建設経済常任委員会に係る審査結果の報告を求められましたので、報告をいたします。

去る、6月18日の本会議において、本委員会に付託されました議案審査について、6月19日、20日の2日間の日程により、委員会を開会し、委員出席のもと、関係当局の出席を求め審査いたしました。

審査にあたり、質疑・意見等がありましたので、主なものを報告いたします。

議案第53号 「令和7年度笛吹市一般会計補正予算（第1号）について」

産業観光部農林振興課の審査では、企業的農業経営推進支援モデル事業の補助金について、さらに詳細な説明を求めたところ、この事業は、市内で1ヘクタール以上の経営面積を持つ農業法人が荒廃農地を復旧し、経営面積を拡大することを支援するものであり、補助の内容は、復旧した農地に必要な農業用水確保のための井戸の掘削、ポンプ設置工事に補助金を交付するものであるという説明がありました。

建設部土木課の審査では、渋川排水機場非常用自家発電機修繕について、当該発電機の点検の頻度と故障発見の経過等について尋ねたところ、「専門業者に委託を行い、設備を稼働させるための制御盤・発電機の動作確認などは月1回、電気事業法に基づく法定点検を2カ月に1回行っている。令和7年3月25日の点検の際に発電機内部のオイル漏れが確認され、修繕する必要があることから今回の補正をお願いするものである」との回答がありました。

議案第58号 「令和7年度笛吹市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について」

公営企業部の審査では、ストックマネジメント実施方針策定業務委託において、「ストックマネジメントにより優先する場所はどこか」との質問があり、「早期に下水道を整備した石和町および春日居町が優先されると考えられる。」との説明がありました。また「今年度はストックマネジメントの実施方針の策定であるため、引き続き実施方針の結果を基に、令和8年度に管路等の修繕・更新について策定業務を行う予定である」との説明がありました。

以上、主な説明および質疑・意見等について報告いたしました。

それでは、審査結果を申し上げます。

議案第50号 「笛吹市営市部駐車場条例の制定について」、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第53号 「令和7年度笛吹市一般会計補正予算（第1号）について」のうち、農業委員会および産業観光部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

建設部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

公営企業部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第57号 「令和7年度笛吹市水道事業会計補正予算（第1号）について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第58号 「令和7年度笛吹市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

以上、建設経済常任委員会委員長報告といたします。

○議長（神宮司正人君）

以上で、建設経済常任委員長の報告は終わりました。

これより討論および採決を行います。議案第53号につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。

議案第50号を議題といたします。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

お諮りします。

本案についての委員長報告は、可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

議案第57号および議案第58号を議題といたします。

お諮りいたします。

本2案については、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本2案についての委員長報告は、可決です。

本2案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第57号から議案第58号は原案のとおり可決されました。

以上で、各常任委員会に付託いたしました議案の採決が終了いたしました。

これより各常任委員会に分割付託いたしました議案第53号 「令和7年度笛吹市一般会計補正予算（第1号）について」を議題とし、討論を行います。

はじめに、反対討論を許します。

（ な し ）

次に、賛成討論を許します。

(な し)

討論を終結いたします。

これより議案第53号の採決を行います。

本案に対する3常任委員会の委員長報告は、全て可決です。

原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員です。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

そのまま自席でお待ちください。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 1時58分

○議長 (神宮司正人君)

再開いたします。

○議長 (神宮司正人君)

これより日程第13 議案第62号および日程第15 議案第64号を一括議題とし、提出議案に対する要旨説明を求めます。

市長、山下政樹君。

○市長 (山下政樹君)

今回、追加提案しました案件について、概要をご説明申し上げます。

提出しました案件は、条例案2件、補正予算案1件、合せて3件です。

はじめに条例案です。

まず、「笛吹市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について」は、公職選挙法施行令の一部が改正され、国政選挙における選挙公営の上限額が増額されたことに伴い、笛吹市の議会の議員および長の選挙における選挙公営の上限額をこれに準じて増額するため、所要の改正を行うものです。

次に、「笛吹市特別職の職員で、非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部が改正され、国政選挙における選挙長等の報酬等が増額されたことに伴い、本市における選挙長等の報酬の額をこれに準じて増額するため、所要の改正を行うものです。

続きまして、補正予算案についてです。

「令和7年度笛吹市一般会計補正予算(第2号)について」は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ44万円を追加し、総額464億9,747万円とするものです。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部が改正をされ、笛吹市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することに伴い、令和7年7月に予定している参議院議員通常選挙事務に係る、投票管理者等の報酬に44万円を追加をしました。

以上、追加提案しました議案についてご説明をいたしました。

よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（神宮司正人君）

市長の説明が終わりました。

日程第13 議案第62号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。

日程第14 議案第63号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

以上で質疑を終結いたします。

日程第15 議案第64号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

以上で質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第62号から議案第64号については、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託をいたします。

この後、常任委員会を開催し、議案審査を行います。

ここで暫時休憩といたします。

休憩中、所管の委員会において、議案第62号および議案第64号の審査をお願いします。

なお、教育厚生常任委員会、建設経済常任委員会の各委員および関係以外の執行部の皆さんはお待ちをいただき、委員会の審査が終了しましたら再開をいたします。

休憩 午後 2時02分

再開 午後 2時29分

○議長（神宮司正人君）

再開いたします。

議案第62号から議案第64号を一括議題といたします。

先ほど総務常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の結果について報告を求めます。

総務常任委員会委員長、山田宏司君。

○総務常任委員長（山田宏司君）

議長より、総務常任委員会に係る審査結果の報告を求められましたので、報告をいたします。

本日の本会議において、本委員会に付託されました議案審査について、委員会を開催し、委員出席のもと、関係当局の出席を求め審査を行いました。

それでは、審査結果を申し上げます。

議案第62号 「笛吹市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第63号 「笛吹市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一

部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第64号 「令和7年度笛吹市一般会計補正予算（第2号）について」、総務部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

以上、総務常任委員会委員長報告といたします。

○議長（神宮司正人君）

以上で、総務常任委員長の報告は終わりました。

議案第62号を議題とし、討論を行います。

はじめに、反対討論を許します。

（ な し ）

次に、賛成討論を許します。

（ な し ）

討論を終結します。

これより議案第62号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員です。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

議案第63号を議題とし、討論を行います。

はじめに、反対討論を許します。

（ な し ）

賛成討論を許します。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これより議案第63号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員です。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

議案第64号を議題とし、討論を行います。

はじめに、反対討論を許します。

（ な し ）

次に、賛成討論を許します。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これより議案第64号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員です。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

○議長（神宮司正人君）

日程第16 「閉会中の継続審査について」を議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長、リニア対策特別委員長より閉会中の継続審査の件が提出されております。

お諮りをいたします。

本件については、お手元に配布のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、本件については各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査と決しました。

以上で、本定例会に付議されました案件は、全て終了いたしました。

市長より閉会に際し、あいさつの申し出がありますのでこれを許します。

市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

令和7年市議会第2回定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今議会は、6月10日から本日まで17日間の日程で開催をされました。

議員各位におかれましては、慎重な御審議に努めていただき、感謝申し上げます。

本会議及び各委員会においていただきました様々な御質問につきましては、市政のために生かしてまいりたいと考えております。

露地桃の出荷がちよひめ、はなよめを皮切りに本格的に始まりました。生産者の皆さまの努力が実り、今年も品質の高いおいしい桃が出荷されていると伺っています。

6月23日、24日には、東京大田市場と阪急百貨店大井町駅前店において、JAふえふき組合長、市議会議長、経済建設経済常任委員長にもご同行いただき、桃の消費拡大に向けたトップセールスを行いました。

また、6月29日、30日には大阪本場市場において、JAふえふきと桃のトップセールスを、7月11日には東京大田市場において、JAフルーツ山梨と桃の品評会を行う予定です。

さらに、8月18日、19日には、名古屋市中央卸内卸売市場において、8月26日は東京豊洲市場において、シャインマスカットなどぶどうの消費拡大に向けたトップセールスを行う予定にしております。

今年も「桃・ぶどう日本一の郷」笛吹市の果実を多くの人に味わってもらえるよう、積極的にPRをしてまいります。

7月7日には、笛吹市スコレーセンターにおきまして、笛吹高校、山梨高校、塩山高校の就職を希望する生徒を対象にした企業説明会を実施します。7回目となる今回は、新規申込企業を含め、過去最多の55社の企業が参加する予定です。前途有望な高校生と地元企業とが出会う有意義な機会となることを期待しております。

7月19日から9月15日まで、春日居郷土館において「わが町の八月十五日展」を開催します。

戦後80年の節目の年に当たる今年度は、戦時中の様子を伝える資料の展示に加え、戦争を

語り継ぐことをテーマに、7月19日、7月26日、8月2日の計3回、語り部の方をお招きしたイベントを行います。戦争と平和について考える大切な機会としていただきたいと思います。

7月20日から8月17日まで、毎週水曜日、木曜日、土曜日、日曜日の17日間、「笛吹市夏祭り」の幕開けとして、「笛吹川石和鵜飼」を開催します。

全国11カ所で開催されている鵜飼ですが、鵜匠が川を歩いて鵜を操る「徒歩鵜」は全国でも唯一、この笛吹川石和鵜飼のみで行われている大変珍しい漁法です。ぜひ多くの皆さまにご覧をいただき、夏の涼を感じていただきたいと思います。

8月24日には、「笛吹市夏祭り」のフィナーレを迎える、石和温泉花火大会を開催します。

今年は笛吹川の石和橋上流部を整地したことで、これまでより広範囲で花火の打ち上げが可能になったため、打ち上げ範囲の広さを生かした演出を予定しています。

多彩な花火が音楽に合わせて空一面に打ち上がる迫力の光景を、ぜひ多くの方に楽しんでいただきたいと思います。

「参議院通常選挙」が7月20日に投票日を迎えます。昨年度の衆議院選挙総選挙での本市の投票状況は、投票率向上に向けた取り組みが実を結び、これまで県内でも最低水準であった投票率は県内中位まで上昇しました。

今回の選挙においても、引き続き投票率向上に向けた取り組みをし、笛吹高校の生徒がデザインした投票済証を4種類用意します。

特に年代別の投票率では若年層の投票率は依然として低い状況ですので、若い世代にはいずれ社会の担い手となるという意識を持っていただき、もっと政治への関心を深めてほしいと願うところです。

続きまして、現在進めている取り組みの状況報告です。

「既存社会体育施設を専門性の高い施設とするための基本的な考え方」については、現在、市としての基本的な考え方をまとめているところです。

今後は、競技の特性などを踏まえた専門性の高い施設とするため、スポーツ協会の専門部など社会体育施設を利用している団体にご意見をお聞きし、それらの意見を参考にした上で、令和7年12月に市の基本的な考え方をお示しできるよう取り組んでまいります。

また、すべての社会体育施設を同時期に専門性の高い施設としていくことは難しいため、優先順位を付けた上で、段階的に専門性の高い施設として整備していくこととし、令和8年度当初予算に整備に向けた調査費等を計上していきたいと考えております。

「文化施設のあり方」については、将来を見据えた望ましい文化施設のあり方を検討するため、令和6年8月から令和7年3月にかけて計7回の検討委員会を開催をし、委員の皆さまから忌憚のないご意見をいただき、令和7年3月26日には、検討委員会委員長から報告書を提出いただきました。

現在、いただいた報告書を参考に、令和7年9月に、今後における市の方針・方向性をお示しできるよう取り組んでいます。

その中で、青楓美術館については、昭和49年に建設され老朽化が進んでいる上、新耐震基準を満たしているか不明であるとともに、消防法における既存不適格建物との指摘を受けています。また、手狭であり収蔵品の収蔵庫も温度管理や湿度管理に問題があるなどの課題があります。笛吹市文化施設のあり方に関する検討委員会においても、これらの課題を踏まえ、より

良い環境で多くの方に美術品に触れ、親しんでもらえる市立美術館を目指して整備することが望ましいとの報告をいただいています。

そのため、一宮町内の別の場所に移転することを前提として、既存施設の活用を含めて検討していきたいと考えています。

日本を代表する俳人飯田蛇笏氏と現代俳句の第一人者として活躍した飯田龍太氏の生家であり、生涯を過ごしながら、格調高い数々の名句をはじめ、多くの文学作品が生み出された「山廬」および山廬に隣接する俳諧堂については、令和6年度に実施した土地の測量業務ならびに土地および建物の不動産鑑定評価業務が完了したことから、令和7年4月1日に、これらの所有者である飯田秀實氏に、不動産鑑定評価の結果をお伝えしました。

その後、6月2日には、飯田氏から市民の皆さまの理解を得る中で、「山廬」を適切に管理しながら後世に残してもらえるため、市に寄附することとしたいとの意向が示されました。

市では、飯田氏から寄附の意向が示されたことを踏まえ、寄附を前提として山廬施設を取得することについて検討し、令和7年9月に、今後の方針をお示しできるよう取り組みを進めています。

結びに、議員各位ならびに市民の皆さまにおかれましては、これから梅雨が明けると夏本番、暑さが厳しい季節を迎えます。熱中症予防など健康に十分にご留意をいただき、引き続き本市の発展のため、ご活躍されますことを祈念を申し上げまして、閉会のあいさつといたします。

ありがとうございました。

○議長（神宮司正人君）

以上をもちまして、令和7年笛吹市議会第2回定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 2時44分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

笛吹市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

本会議録の作成にあたった者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長	井上博之
議会書記	橘田美穂子
議会書記	小澤卓也